

(参考)

復興の取組と関連諸制度

平成28年8月29日



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

1 復興庁の体制等2

- 1-1 東日本大震災の概要
- 1-2 復興庁の体制
- 1-3 福島対応体制の強化
- 1-4 避難区域等に対する政府の対応体制

2 復興の取組7

<被災者支援関係>7

- 2-1-1 被災者の健康・生活支援
- 2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

<住宅再建・まちづくり関係>10

- 2-2-1 「復興施策に関する国の事業計画及び工程表」の見直しと目標達成状況の確認
- 2-2-2 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組
- 2-2-3 住まいの復興給付金の創設
- 2-2-4 交通関係
- 2-2-5 国営追悼・祈念施設(仮称)整備事業

<産業・雇用関連>18

- 2-3-1 産業の復旧に向けた取組
- 2-3-2 産業の復興に向けた取組
- 2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策
- 2-3-4 雇用確保に向けた取組
- 2-3-5 企業連携の推進

<広報関連>29

- 2-4 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

<多様な担い手による連携>30

- 2-5-1 被災地での人材不足対策
- 2-5-2 ボランティア・公益的民間連携
- 2-5-3 復興と男女共同参画
- 2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて

<原子力災害関係>39

- 2-6-1 福島復興に向けた制度対応等
- 2-6-2 個別課題への対応

3 復興関連諸制度等57

- 3-1 復興関係予算
- 3-2 福島関係予算
- 3-3 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における主な財政的支援
- 3-4 復興特区制度
- 3-5 復興交付金
- 3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」
- 3-7 福島復興に向けた制度
- 3-8 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針
- 3-9 これまでの主な動き

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模 (推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の 東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20~30m程度	
震源直上の海底 の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・ 浜通り、茨城県北部・南部、栃木県 北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南 部、福島県会津、群馬県南部、埼玉 県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸 北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、 山形県村山・置賜、群馬県北部、埼 玉県北部、千葉県北東部・南部、東 京都23区、新島、神奈川県東部・西 部、山梨県中部・西部、山梨県東部・ 富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等

(平成28年6月10日現在 出典:警察庁、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	15,894名
イ 行方不明	2,558名
ウ 負傷者	6,152名
エ 震災関連死(※2)	3,472名

(2) 建築物被害

ア 全壊	121,806戸
イ 半壊	278,575戸
ウ 一部破損	726,176戸

※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を含む。

※2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む。)。復興庁等調べ(平成28年3月31日現在)。

1-2 復興庁の体制

(平成28年8月5日時点)

復興庁 ※職員約520名

内閣総理大臣 安倍 晋三

復興大臣 今村 雅弘

副大臣 橘 慶一郎
(総括業務、地震・津波災害からの復興、宮城復興局に関する事項を担当)

副大臣 長沢 広明
(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生、福島復興局(茨城事務所を含む。))に関する事項を担当)

副大臣 末松 信介
(地震・津波災害からの復興に関する事項を担当)

大臣政務官 務台 俊介
(総括業務、地震・津波災害からの復興、岩手復興局に関する事項を担当)

大臣政務官 田野瀬 太道
(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項に係る文部科学省との連絡調整に関する事項を担当)

大臣政務官 井原 巧
(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項に係る経済産業省との連絡調整に関する事項を担当)

本庁(東京) ※職員約240名

岩手復興局
(盛岡市)
※職員約50名

宮古支所

釜石支所

宮城復興局
(仙台市)
※職員約110名

気仙沼支所

石巻支所

福島復興局
(福島市)
※職員約120名

南相馬支所

いわき支所

帰還環境整備センター

茨城事務所

復興推進会議(閣僚級会合)

復興推進委員会(有識者会合)



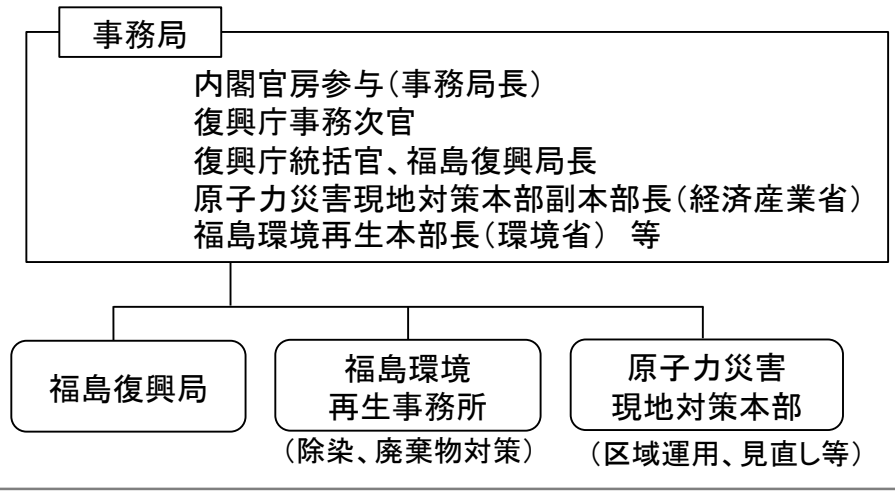
- 復興局
- 支所
- 事務所
- その他の機関

1-3 福島対応体制の強化①

総理指示に基づき、平成25年2月に「福島復興再生総局」を設置。
復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』により、福島の復興を強力に推進。

福島復興再生総局（福島）

総局の長 今村 復興大臣(福島原発事故再生総括担当大臣)
【構成員】 長沢 復興副大臣
高木 原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)
伊藤 環境副大臣



主な取組

① 福島復興再生総局幹部会合の開催

原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断するため、福島において福島復興再生総局を設置し、福島復興再生総局幹部会合を開催。

➡ 現地において即断即決できる支援体制の強化、省庁横断的な課題に対する連携が可能に。

② 福島復興再生総局事務局会議の開催

毎週、現地三事務所の長及び担当管理職等が参集し、情報交換や課題の整理等を行う福島復興再生総局事務局会議を開催。

➡ 事務方トップクラスが総局に在勤し、総局事務局会議や現地訪問等を通じて、現場主義を徹底。

③ 実務者連絡会議の開催

関係省庁で、各省庁の取組状況や、各自治体の状況・課題を報告・共有する実務者連絡会議を東京で開催。

➡ 現地の状況・課題を共有するとともに、関係省庁の諸施策を総括。

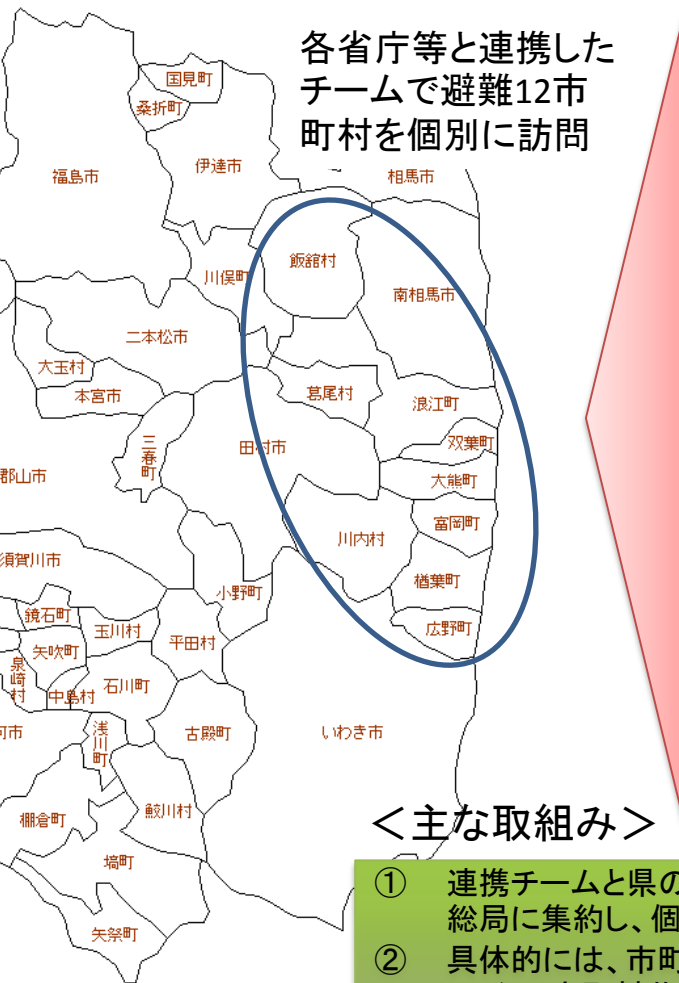
福島復興再生総括本部（東京）

本部長 今村 復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）
関係省庁(局長クラス)
復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム
消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁 等

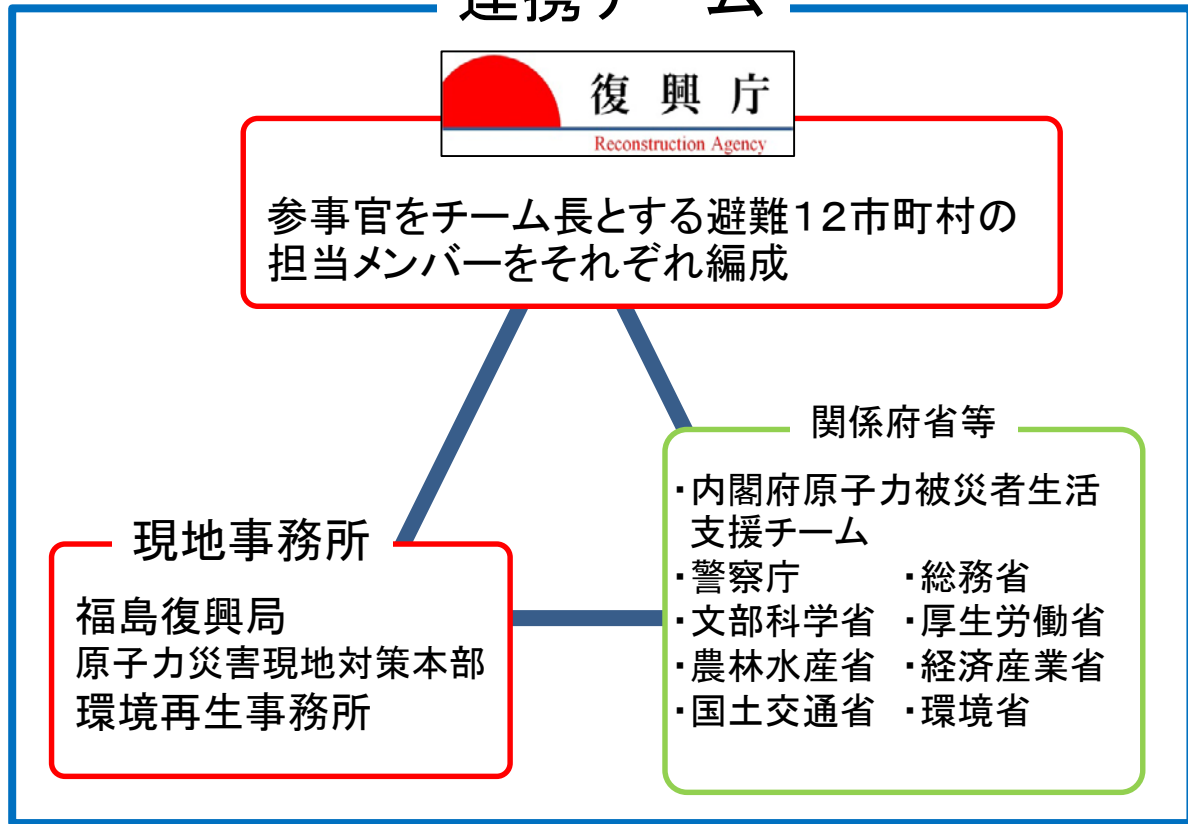


1-3 福島対応体制の強化②

復興庁内自治体担当体制を強化するとともに、関係省庁、現地事務所との連携チームを編成し、県と共に個別の市町村の復興計画の具体化・充実を支援



連携チーム

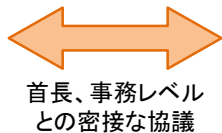


<主な取組み>

- ① 連携チームと県の市町村担当者が、各市町村に出向いて現場の状況把握及び協議を進め、福島復興再生総局に集約し、個別課題の解決、復興の道筋を検討。
- ② 具体的には、市町村が策定した復興ビジョン、復興計画、インフラ工程表等をベースとして、「グランドデザイン」(12市町村共通)も踏まえつつ、市町村ごとの条件に沿った事業の具体化、段取りを検討。
- ③ 協働体制の中で精査された事業については、「避難解除等区域復興再生計画」や各省庁の事業に反映。

1-4 避難区域等に対する政府の対応体制

- ・福島県
- ・双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、楢葉町、葛尾村、川俣町、飯舘村、南相馬市、田村市、川内村、広野町



復興庁

- ・全体方針の策定（福島特措法基本方針、グランドデザイン、住民意向調査、避難解除等区域復興再生計画 等）
- ・帰還に必要な政策等の全体工程管理

政府一丸となった包括的な取組

原発事故・放射線対策

(平成24年12月)

主要課題	(1) 放射性物質汚染に 関する安心・安全の確保 (健康リスクに係るリスク コミュニケーションを含む)	(2) モニタリング	(3) 区域見直し等	(4) 賠償 (円滑な賠償の実施等 ・賠償指針、ADR等)	(5) 除染(含む中間貯蔵施設)	(6) 廃棄物対策	(7) 長期避難者対策 (含む町外コミュニティ 住民意向調査)	(8) インフラ、 公共サービス復旧	(9) 農林水産業の再開	(10) 産業振興 雇用対策
まとめ省庁 全体取り	環境省	環境省	原災T	文科省 経産省	環境省	環境省	復興庁	復興庁	農水省	厚労省 経産省
主たる 関係省庁	文科省 厚労省	農水省 厚労省	警察庁 消防庁			国交省 農水省	国交省 厚労省 総務省 文科省	国交省 文科省 厚労省		
		原災T※ 文科省				厚労省	原災T 経産省 環境省	原災T 環境省 農水省		

※原災T:内閣府原子力被災者生活支援チーム

2-1-1 被災者の健康・生活支援①

平成26年8月、「高齢者を含めた住民の健康管理・生活支援に向けた総合的な施策」を策定することの総理指示を受けて、避難生活の長期化や被災者の分散化などによる課題に対応する「被災者の健康・生活支援に関する総合的な施策」を策定

⇒ 平成27年1月 施策の具体化と新たに追加した取組により、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定

○被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月25日）

5つの柱による施策

I 支援体制の充実

- 相談員・復興支援員の充実・確保
- 新➢ コーディネート機能の強化
- 新➢ NPO等の活動支援・企業CSRの促進等



II 住居とコミュニティに関する課題への対応

- 仮設住宅の空き住戸の有効活用
- コミュニティに配慮した災害公営住宅整備



III 「心」の復興

- 心のケアセンター、寄り添いホットライン、アルコール対策など種々の心のケア施策
- 新➢ 地域活性化活動への参画等の生きがいきづくり



IV 子どもに対する支援

- 被災した子どもの健康・生活対策の着実な推進
- 教育サイドからのアプローチ



V 情報基盤の共有

- 被災者データのプラットフォーム化の促進
- ニュースレターの発行



○被災者支援（健康・生活支援）総合対策【50の対策】（平成27年1月23日）

1. 仮設住宅等での心と体の健康への支援

(1) 見守り等の活動の推進

復興特会における相談員確保の予算措置

被災者の健康・生活支援総合交付金を創設し、相談員の確保等を支援
福島県の特有の課題に対応した相談員の確保

放射線不安など福島県特有の課題に対応した相談員の充実を支援
保健師の確保の支援

「被災地健康支援事業」を延長して保健師の確保を支援

(2) 生きがいきづくり

心の復興」事業の実施

地域活性化等の活動への参画を通じた被災者の生きがいきづくりを支援

2. 災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援

見守り人員や総合交付金による支援とともに、
復興交付金による支援の弾力化

災害公営住宅の整備に伴うコミュニティ形成などを支援

3. 支援施策の総合的な推進

被災者支援コーディネート事業の実施

支援体制の充実や企業CSR活動のマッチング等のコーディネートを実施

被災者健康・生活支援総合交付金の創設

1つの事業計画の下で見守り・子供の支援等を総合的・弾力的に推進

2-1-1 被災者の健康・生活支援②

被災者支援総合交付金 28年度予算額220億円
(27年度予算額59億円)

事業概要・目的

- 避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっているため、被災者支援の基幹的事業を一括化し、各被災自治体が一つの事業計画の下で、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な支援活動を実施することを支援。
- 平成28年度は、交付金を大幅に拡充し、
 - ・各地域の被災者支援の重要課題への対応支援
 - ・被災者の日常的な見守り・相談支援
 - ・仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営
 - ・被災地における健康支援」及び「子どもに対する支援
 等の取組を一体的に支援し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援 【追加・統合】

- ①被災者支援総合事業
 - ・住宅・生活再建支援
 - ・「心の復興」
 - ・高齢者等日常生活サポート
 - ・コミュニティ形成支援
 - ・県外避難者支援
 - ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援 【統合】

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営 【統合】

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援 【統合】

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

「心の復興」事業 28年度予算額220億円の内数
(27年度予算額1.1億円)

事業概要・目的

- 平成27年度から、被災者の方々の人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って暮らしていただくための活動を支援する「心の復興」事業を新たに実施。120団体の応募から40団体を採択し、全体で約1万5,600人、仮設住宅の居住者で約1万人が参加。

農作業を共同で実施

イシノマキ・ファーム&マルシェ【石巻市】

借り上げた農地で農作物を栽培し、収穫物を販売。活動への参画の機会を創出

(参加者数170人 うち仮設居住者150人)



世代間交流

大学生による「いだけ支援」【浪江町(福島市)】

大学生が仮設住宅に居住し、声かけや引きこもり防止の活動、サロン開催などを行い、コミュニティ活性化と生きがい創出を図る

(参加者数 1,040人 うち仮設居住者 1,000人)

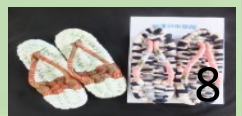


まちづくり・ものづくり

人と人のつながり、まちづくり参加を通じた生きがい創出事業【南三陸町】

コミュニティの巡回訪問で住民間の連携を図り、郷土食の開発や手工芸品を製作し生きがいを創出

(参加者数730人 うち仮設居住者 440人)



2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,796億円の約99%を被災者に配付済(平成28年5月31日現在)
- 災害弔慰金の支給済件数は、20,248件(平成28年5月31日現在)
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は193, 252世帯(平成28年5月31日現在)

(1) 義援金の配布状況(内閣府調べ、平成28年5月31日現在)

募金総額	配分			
	都道府県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,796億円	3,780億円	3,719億円	3,679億円	2,241,922件
	99.6%	98.4%	98.9%	

※平成23年3月14日から平成26年3月31日の間に日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金と平成26年4月1日以降に日本赤十字社に寄せられた義援金を合計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況(内閣府調べ、平成28年5月31日現在)

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	20,248件	20,040件	602億6,875万円	595億7,875万円
災害障害見舞金	93件	89件	1億5,500万円	1億4,875万円

※災害弔慰金:災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。

災害障害見舞金:災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況(内閣府調べ、平成28年5月31日現在)

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	193, 252世帯	175, 620世帯	1, 547億円	1, 414億円
加算支援金	127, 788世帯	113, 465世帯	1, 675億円	1, 483億円

※被災者生活再建支援金:災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。

東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。

また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2-2-1 「復興施策に関する国の事業計画及び工程表」の見直しと目標達成状況の確認

- 毎年度の予算成立を機に、当該年度の目標を含めた事業計画及び工程表を見直し、公表。
- 前年度の目標の達成状況について確認し、公表。

■作成内容

- 公共インフラ全体版及び公共インフラ地域版(被災地域の69市町村を対象)を作成。
- 事業計画: 対象事業ごとに、復旧・復興の方針、前年度の成果、当該年度の成果目標などを記載。
- 工程表: 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

■対象事業

海岸対策、河川対策、水道施設、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・定置網、復興住宅(災害公営住宅等)、復興まちづくり(防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等、津波復興拠点整備事業、造成宅地の滑動崩落防止、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理、都市公園

■公共インフラ地域版:平成28年度の工程表の例(宮城県石巻市の海岸対策・河川対策)



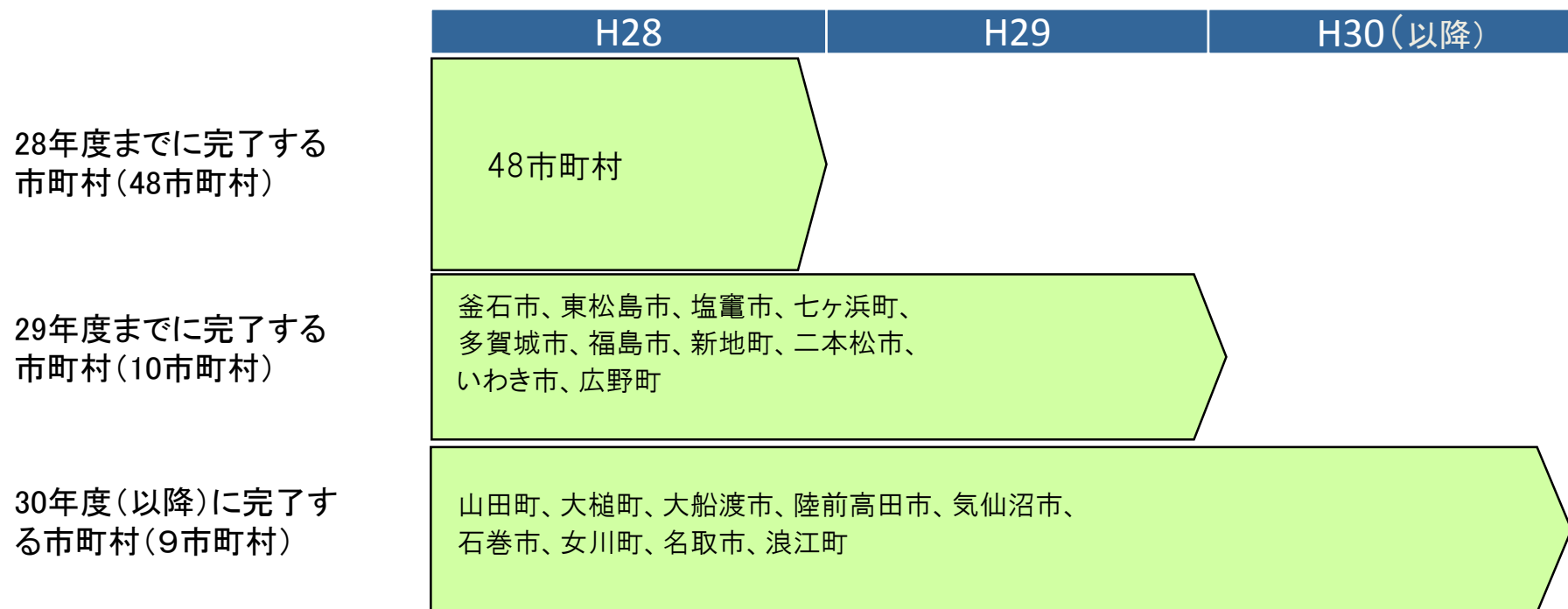
■「平成27年度の目標達成」又は「概ね平成27年度の目標達成」となった事業

事業名	平成27年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析	事業名	平成27年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析
下水道対策	【処理場】平成27年度の目標達成 (目標仙台市南蒲生浄化センターの工事完了に対し、平成27年度で工事が完了した) 【管渠等の整備】概ね平成27年度の目標達成	農地・農業用施設	概ね平成27年度の目標達成
海岸防災林の再生	平成27年度の目標達成 (目標約40kmについて完了に対し、約41kmで完了)	漁港・漁場・養殖施設・定置網(定置網)	概ね平成27年度の目標達成
河川対策(直轄管理区間)	概ね平成27年度の目標達成	復興まちづくり(津波復興拠点整備事業)	概ね平成27年度の目標達成
交通網(港湾)	概ね平成27年度の目標達成	復興まちづくり(学校施設等)	概ね平成27年度の目標達成
		災害廃棄物の処理	概ね平成27年度の目標達成

2-2-2 ①住まいの確保に関する事業の見通し

○平成28年3月末時点住まいの確保に関する事業※1を行う67市町村のうち、平成28年度までに全て完了予定としている市町村は48市町村。※2

○残り19市町村は、平成30年度までにおおむね完了見込み。※2



※1 「住まいの確保に関する事業」は、災害公営住宅整備事業等(帰還者向け災害公営住宅の整備に係る事業を除く)、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業(住宅地の供給を含む事業に限る)、漁業集落防災機能強化事業(住宅地の供給を含む事業に限る)。

※2 H28年3月末 住まいの復興工程表に基づく(一部整備時期が未定のものを含む)。

2-2-2 ②住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組

- 住宅再建・復興まちづくりは被災地復興の最優先課題。これまで、政府一丸となって5度にわたる100近い加速化措置を実施。
- さらに昨年1月、これまでの加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた「総合対策」をとりまとめた。

H25.2.4 農地法の規制緩和

H25.3.7 「加速化措置第1弾」

- ① 「住まいの復興工程表」の策定
- ② 実現および加速化のための主な措置（施策パッケージ）
 - ・ 用地取得、埋文調査、発注者支援、施工確保対策

H25.4.9 「加速化措置第2弾」

- 用地取得手続きの簡素化や施工確保対策
 - ・ 防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
 - ・ 土地収用手続きの効率化 ・ 財産管理制度の円滑な活用
 - ・ 造成工事等の早期化

H25.10.19 「加速化措置第3弾」

- ① 「用地取得加速化プログラム」の策定
 - ・ 財産管理制度、土地収用制度、用地実務支援の措置の拡充
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 災害公営住宅分野の施工確保、入札不調対策
- ③ 加速状況の見える化
 - ・ 「つちおと情報館」など見える化のワンストップ化

H26.1.9 「加速化措置第4弾」

- ① 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定
 - ・ 「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」策定、商業施設等復興整備事業による支援、専門家派遣
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合し公表

H26.1.21 「住まいのこだわり設計事例集」

H26.2.1 「用地加速化支援隊」の創設

H26.5.27 「加速化措置第5弾」

- 「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定
 - ・ 被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
 - ・ 登記手続、住宅ローン実行の迅速化による早期の住宅着工
 - ・ 再建工事集中時の建設事業者の人材・資材確保支援
- 「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定

H26.5.30 がんばれ復興！まちづくりのトップランナー（復興まちづくり先導事例集）

H26.8.25 「工事加速化支援隊」の創設

H27.1.16 「隘路打開のための総合対策」

- これまでの加速化措置を充実・補完し総合化
 - ・ 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
 - ・ 災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
 - ・ 防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成

<更なる施工確保対策>

- H27.2.1 公共工事設計労務単価の引き上げ
(※ 被災3県全職種平均 +6.3% (対24比+39.4%))
- H27.2.2 災害公営住宅建築工事におけるクレーン経費増対応
(※ 共通仮設費率を1.3倍に引き上げ)

2-2-2 ③これまでの加速化措置等の成果

- 災害公営住宅や防災集団移転等の復興のステージは「計画策定」「用地取得」から「工事实施」に着実にステップアップ。
- さらに、被災自治体の個別課題に対しても、「用地加速化支援隊」や「工事加速化支援隊」を創設し、きめ細やかに支援。

復興のステージ		主な加速化措置の効果	
計画策定		「住まいの復興工程表」を策定し、被災者の方に対し、住宅再建の見通しを提示	
用地取得	「用地取得加速化プログラム」を策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得率(被災3県)が上昇 48%(H25.9)⇒99%(H28.2) ・ 測量から用地取得 当初6年予定⇒3年以内で完了(釜石市鶴住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業) ・ 「用地加速化支援隊」により、市町村と一体となって課題を解決 	
	財産管理制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所の審理期間の短縮(※申立時に必要書類が揃っていることが前提) ・ 全体で半年以上と懸念 ⇒ 裁判所の審理は、3週間程度でも可能に 	
	土地収用 手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル事業の活用による迅速化 ・ 申請書概成 約1~2年と懸念⇒約4か月(釜石)、約1か月(宮古)に短縮 ・ 事業認定手続 通常3か月⇒概ね50日に短縮 	
	用地取得 事務	補償コンサルタント等への外注(防集事業実施 26市町村のうち24市町村で実施 (H27.5))	
計画変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得困難地での計画変更手続の簡素化(防集事業実施 333地区のうち284地区(届出 166地区)で区域変更 (H27.3)) ・ 東松島市矢本西地区 区域変更により約2か月短縮 	
埋蔵文化財発掘調査		<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査手法の工夫、全国から専門職員派遣等により迅速化 ・ 山田町 田の浜地区(防集) 18か月⇒5か月 	
発注者 支援	被災自治体の発注者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の自治体からの職員派遣の更なる強化、青年海外協力隊帰国隊員や民間実務経験者の活用 ・ 被災市町村の不足人員を (H25.2) 805人 ⇒(H28.4) 266人に改善 	
	URIによるCM方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工契約手続の一括化、人員・資機材の早期調達 ・ 東松島市野蒜地区で、最大1年半の工期短縮(見込み) 	
施工体制の確保 (技術者・技能者の確保、 資材の円滑な確保)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興JVによる落札(累積 109件 (H27.6)) ・ 主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 労務単価の引上げ(被災3県 対H24年度比 約50.3%増) ・ 民間、公共による生コンプラントの設置 	

<目的>

被災者について、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行う。平成28年6月末時点の申請件数は10,515件、給付件数は9,848件。

<内容>

建築・購入

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅※1を所有していた者
- ②再取得住宅※2を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者



※1: リ災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「一部損壊」の認定を受けた住宅又は原子力災害による避難指示区域等内にある住宅のことをいう。

※2: 被災住宅に代わり、新たに建築・購入した住宅。

給付額

$$\text{給付額} = \left(\begin{array}{c} \text{再取得住宅} \\ \text{床面積} \\ \text{(\times ※1)} \\ \text{の} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{給付単価} \\ \text{税率8\%時:} \\ \text{5,130円} \\ \text{税率10\%時:} \\ \text{8,550円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{再取得住宅} \\ \text{の} \\ \text{持分割合} \end{array} \right)$$

- (※1) ・ 区分所有の場合は、専有部分の床面積。
 ・ 登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積。
 ・ 給付する床面積の上限は、175㎡。175㎡以上の場合は、175㎡分を給付。

対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅又は宅建業者が販売した中古住宅で、その床面積が以下の要件を満たす住宅。

- 建築の場合：13㎡以上
- 購入の場合：50㎡以上（地上3階以上の共同住宅の場合：30㎡以上）

補修

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者



給付額

被災住宅の床面積に、リ災状況に応じた給付単価をかけた額(①)と実際に支払った補修工事費(税抜)に増税分の消費税に相当する額のどちらか少ない方を給付。

【リ災状況に応じた給付単価を掛けた額 (①)】

$$\text{給付額} = \left(\begin{array}{c} \text{被災住宅の床面積} \\ \text{(\times ※1)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{給付単価} \\ \text{(\times ※2)} \end{array} \right)$$

(※1) 区分所有の場合は、専有部分の床面積。登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積

(※2) 給付単価は、以下のとおり。

	8%時	10%時
全壊(流出)・原災	1,680円	2,800円
大規模半壊	1,650円	2,750円
半壊(床上浸水)	1,380円	2,300円
一部損壊(床下浸水)	840円	1,400円

対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅。

<問合せ先>

コールセンター

TEL: 0120-250-460 (無料) 9:00~17:00 (土・日・祝日を含む)

ホームページ

アドレス: <http://fukko-kyufu.jp>



2-2-4 ①鉄道の復旧状況

岩手県、宮城県、福島県における被災総延長 2,350.9km

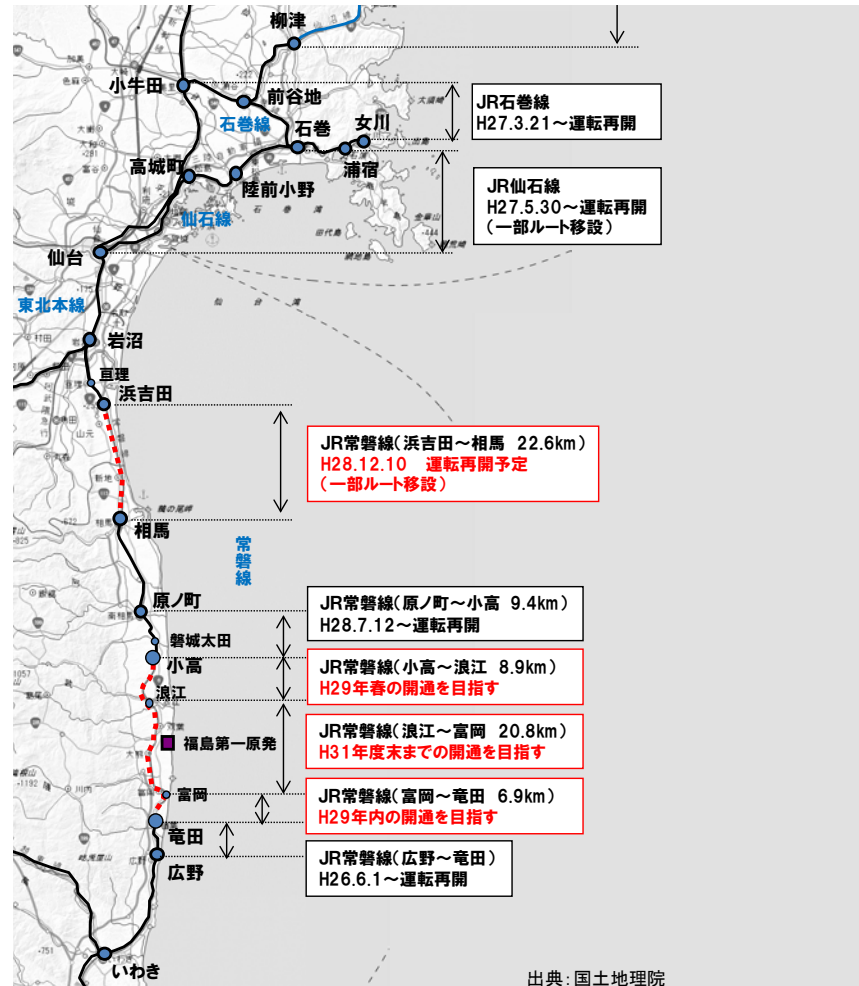
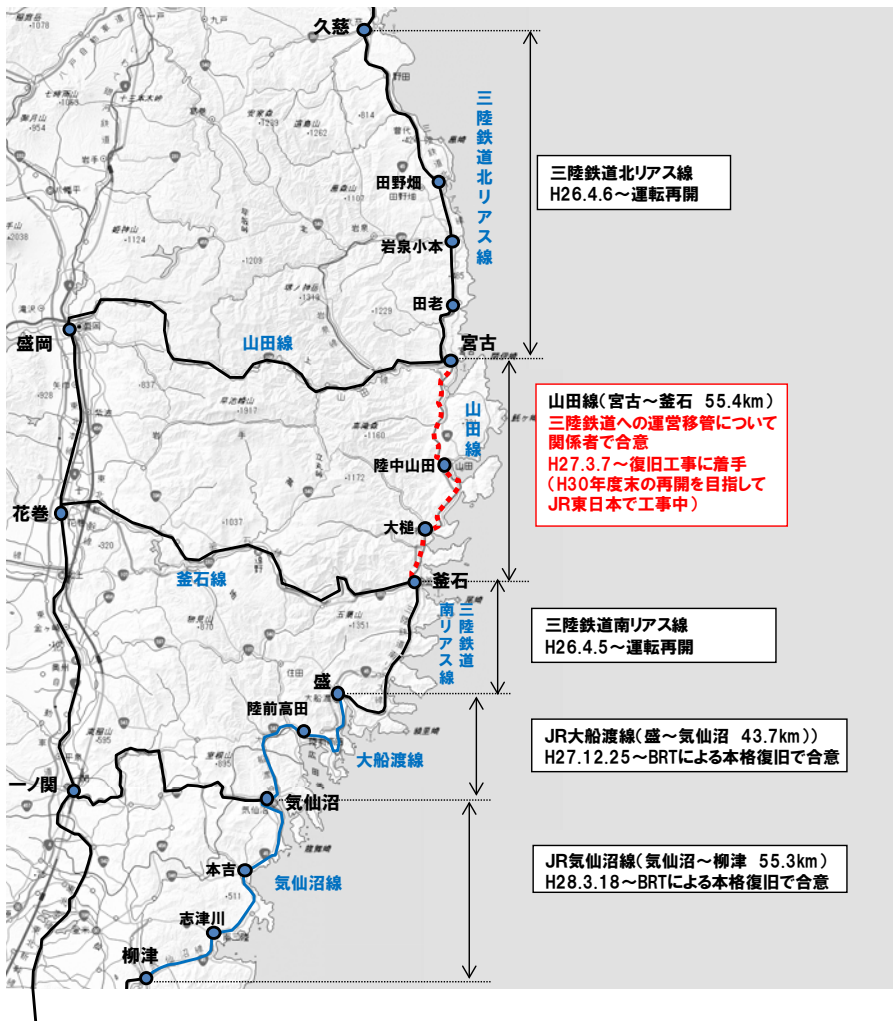
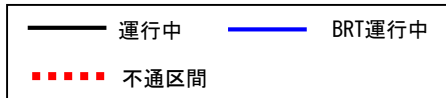
・運行再開区間 2,236.3km

うちH24.12以降の運行再開区間 190.0km

・運休区間 114.6km

※JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む

※平成28年7月現在



出典: 国土地理院

2-2-4 ②復興道路・復興支援道路の開通見通し

平成28年6月10日時点

宮古盛岡横断道路

- 国道106号 宮古盛岡横断道路(宮古～箱石)
H32 宮古市藤原～松山IC(4km)
- 国道106号 宮古盛岡横断道路(宮古～箱石)
H31 宮古市下川井地区(2km)
- 国道106号 宮古盛岡横断道路(区界～築川)
H32 宮古市区界～盛岡市築川(8km)
- 国道106号 宮古盛岡横断道路(都南川目道路)
H31 田の沢IC～手代森IC(3.4km)

東北横断自動車道 釜石秋田線

- 国道283号 釜石花巻道路(釜石～釜石西)
H30 釜石JCT～釜石西IC(6km)
- 国道283号 釜石花巻道路(遠野住田～遠野)
H30 遠野住田IC～遠野IC(11km)

相馬福島道路

- 国道115号 相馬福島道路(相馬～相馬西)
H30 相馬IC～相馬西IC(6km)
- 国道115号 相馬福島道路(阿武隈東道路)
H28 相馬西IC～阿武隈東IC(10.7km)
- 国道115号 相馬福島道路(阿武隈東～阿武隈)
H29 阿武隈東IC～阿武隈IC(5km)
- 国道115号 相馬福島道路(壺山道路)
H29 阿武隈IC～壺山IC(12km)
- 国道115号 相馬福島道路(壺山～福島)
H32 国道4号IC～福島北JCT(2km)

凡 例	
	H28年度開通予定
	H29年度開通予定
	H30年度開通予定
	H31年度開通予定
	H32年度開通予定
	開 通
	事 業 中
	未事業化

三陸沿岸道路

- 国道45号 三陸沿岸道路(久慈北道路)
H30 侍浜IC～久慈北IC(7.4km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(田老～岩泉)
H29 田老北IC～岩泉龍泉洞IC(6km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(宮古中央～田老)
H29 田老第2IC～田老北IC(4km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(宮古中央～田老)
H32 宮古中央IC～田老第2IC(17km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(山田～宮古南)
H29 山田IC～宮古南IC(14km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(釜石山田道路)
H30 大槌IC～山田南IC(8km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(釜石山田道路)
H30 釜石JCT～釜石南IC(5.6km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(吉浜～釜石)
H30 吉浜IC～釜石JCT(14km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(唐桑北～陸前高田)
H30 唐桑北IC～陸前高田IC(10km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(気仙沼～唐桑南)
H31 気仙沼IC～気仙沼港IC(1.7km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(本吉気仙沼道路)
H29 大谷IC～気仙沼IC(7.1km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(本吉気仙沼道路(II期))
H30 本吉IC～大谷IC(4.0km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(歌津～本吉)
H30 歌津IC～歌津北IC(4km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(南三陸道路)
H29 南三陸海岸IC～歌津IC(4.2km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(南三陸道路)
H28 志津川IC～南三陸海岸IC(3km)
- 国道45号 三陸沿岸道路(登米志津川道路)
H28 登米東和IC～志津川IC(11.1km)
- ※登米東和IC～三滝堂IC(2.0km)は、平成28年4月16日開通

みやぎ県北高速幹線道路

- 築館登米線 第II期(中田工区)
H29 登米市迫町佐沼～中田町宝江(4.7km)

○三陸沿岸道路
平成31年度には、仙台から釜石までの約9割について開通を目指す。

○東北横断自動車道(釜石秋田線)
平成30年度までに、釜石から花巻までの全線で開通を目指す。

○相馬福島道路
平成30年度までに約8割について開通を目指す。

○みやぎ県北高速幹線道路
平成29年度に、築館登米線Ⅱ期(中田工区)について開通を目指す。

(国土交通省東北地方整備局ホームページおよび宮城県ホームページより引用し、復興庁により作成)

2-2-5 国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業

○東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県陸前高田市（高田松原地区）及び宮城県石巻市（南浜地区）に国営追悼・祈念施設（仮称）を設置する。

○地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等（数ha程度）の整備を進める。

※福島県については、双葉町・浪江町にまたがる沿岸部を、県が復興祈念公園の候補地として選定



岩手県陸前高田市（高田松原地区）

宮城県石巻市（南浜地区）

国営追悼・祈念施設（仮称）（国事業）
・地方公共団体が整備する公園内に国が整備
※区域はイメージであり、今後検討

地方公共団体が復興の一環として整備する公園（計画）

これまでの経緯

- ・H23.7.29 東日本大震災からの復興の基本方針（政府方針）
「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。」と位置付け
- ・H25年度 陸前高田市、石巻市を対象に基本構想を検討
- ・H26.3.10 第10回復興推進会議において、国営の施設整備に向けた検討として、被災3県に各1か所設ける構想であり、岩手・宮城については平成27年度事業化予定、平成32年度末を目途に整備する旨を報告
- ・H26年度 陸前高田市、石巻市を対象に基本計画を検討
- ・H27年度 陸前高田市、石巻市を対象に基本設計、測量等を実施
- ・H28年度 陸前高田市、石巻市を対象に実施設計を実施
双葉町・浪江町にまたがる地域を対象に基本構想を検討

閣議決定

・H26.10.31 設置に関する閣議決定

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、**岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市**の一部の区域に、**国営追悼・祈念施設（仮称）**を設置する。

今後の予定

- 【岩手県、宮城県】 H32年度末を目途に整備
- 【福島県】 事業化に向け、調査を継続

2-3-1 産業の復旧に向けた取組①（グループ補助金）

地域経済の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援（グループ補助金3／4補助）。
～グループの要件～

- ①経済・社会的な基幹となり、地域の復興等に不可欠な企業群、②事業・雇用規模が大きく、経済・雇用への貢献度が高い企業群、③我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群、④地域コミュニティに不可欠な商店街 等

グループ補助金の実績（28年4月22日現在）

これまで654グループに対し、国費3,206億円（県費とあわせて4,809億円）を支援。

	グループ	補助金 交付者数	補助総額 （国県）	うち国費
北海道	6グループ	36事業者	10億円	6億円
青森県	10グループ	208事業者	86億円	57億円
岩手県	121グループ	1,336事業者	814億円	543億円
宮城県	198グループ	3,943事業者	2,459億円	1,639億円
福島県	252グループ	3,834事業者	1,212億円	808億円
茨城県	58グループ	1,432事業者	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14事業者	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154事業者	28億円	19億円
計	654グループ	10,957事業者	4,809億円	3,206億円

復旧事例

高德海産（石巻市）

H23年11月下旬、工場再開。



県が計画認定、国1/2と県1/4補助。国費は、H23補正1503億円、H24・500億円、H24予備費801億円、H25・250億円、H25補正・204億円、H26・221億円、H27・400億円、H28・290億円

2-3-1 産業の復旧に向けた取組②（仮設店舗・工場等の利用状況）

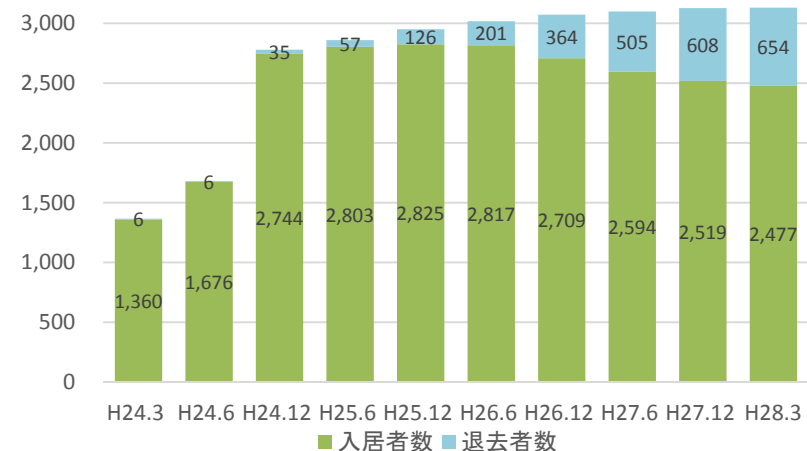
- 各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等を586箇所に整備。
- 徐々に入居事業者の本施設への移行が進んでおり、平成28年3月時点で654事業者（2割）が退去し、入居者は2,477事業者となっている。
- 復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設の取り巻く環境に変化。そのため、26年度より、中小機構において、①長期利用、②移設、③撤去に係る助成を実施。

仮設施設の完成箇所数

	完成箇所数	入居企業数
青森県	18	103
岩手県	351	1,500
宮城県	142	560
福島県	73	313
茨城県	1	0(撤去済)
長野県	1	1
合計	586	2,477

(箇所数:平成28年6月末時点、入居企業数:平成28年3月末時点)
(中小企業基盤整備機構調べ)

仮設施設の入居企業数・退去企業数



(平成28年3月時点)(中小企業基盤整備機構調べ)

南町紫市場(気仙沼市)

津波被害を受けた南町商店街等の被災事業者を対象に整備した、最大規模の仮設商店街。



いわき四倉中核工業団地

(いわき市)

72社分の仮設工場等が事業再開。H23年11月以降、順次完成。



ここなら商店街(楢葉町)

避難解除準備区域に指定されていた中、作業員、帰還住民のために、H26年7月にオープン。



東町エンガワ商店(南相馬市)

避難解除準備区域に指定されていた中、住民の帰還促進支援のための仮設商業施設。(H27年9月オープン)



2-3-1 産業の復旧に向けた取組③（商店街の再生）

○仮施設の本施設への移行を支援するため、

- ①津波企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）を活用した共同店舗型商業施設の整備や、
- ②グループ補助金を活用した被災事業者の自立再建への支援を実施している。

共同店舗型商業施設の整備による支援

津波企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）を活用し、商業機能の回復を促進するため、共同店舗型商業施設の整備を支援。

○ 民設民営型商業施設

まちなか再生計画に位置づけられた、まちづくり会社等が運営する商業施設の整備に対する補助を実施。

【まちなか再生計画の認定実績】（認定日）

- ① 宮城県 女川町(H26.12.19)【開業済】
- ② 岩手県 山田町(H27.3.24)
- ③ 宮城県 石巻市(H27.7.10)
- ④ 宮城県 南三陸町(H27.10.2)
- ⑤ 岩手県 陸前高田市(H28.1.25)
- ⑥ 岩手県 大船渡市(H28.2.9)
- ⑦ 福島県 いわき市(H28.2.9)

シーパルピア女川（宮城県女川町）
（H27.12.23オープン）



○ 公設民営型商業施設

福島12市町村を対象に、自治体が整備する商業施設に対する補助を実施。

【開業済案件】（採択日）

- ① 福島県 川内村(H26.3.25)【開業済】
- ② 福島県 広野町(H27.2.4)【開業済】
- ③ 福島県 南相馬市(H27.2.4)【開業済】
- ④ 福島県 富岡町(H28.2.16)
- ⑤ 福島県 川俣町(H28.2.16)
- ⑥ 福島県 飯舘村(H28.3.16)
- ⑦ 福島県 浪江町(H28.3.16)（調査費のみ）

ひろのてらす（福島県広野町）
（H28.3.5オープン）



本設店舗の自立再建支援

グループ補助金を活用し、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、被災事業者の被災施設等の復旧・整備を補助。

【支援実績（商店街向け）】

（2016年4月30日時点）

	グループ数	事業者数	市町村数
岩手県	8グループ	214事業者	6市町村
宮城県	8グループ	160事業者	7市町村
福島県	11グループ	420事業者	8市町村
千葉県	1グループ	11事業者	1市町村
合計	28グループ	805事業者	22市町村

【個別店舗支援例】

- 震災前に事業で使っていた自己所有の建物や設備を復旧するための費用を補助する。

新生やまだ商店街（山田町）



【共同店舗支援例】

- 複数の被災事業者が入居する共同店舗を整備するための費用を補助する。

タウンポート大町（釜石市）



2-3-1 産業の復旧に向けた取組④ (企業立地)

被災地の企業立地を促進し産業の復興を加速するため、福島県向け、その周辺地域向け、津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金を創設。

ふくしま産業復興 企業立地支援事業

平成23年度3次補正予算：
1,700億円
平成24年度予備費：
402億円

- ・対象地域：福島県
- ・採択件数：446件

(平成28年7月現在)

原子力災害周辺地 域産業復興 企業立地補助金

平成24年度予算： 140億円

- ・対象地域：
宮城県、栃木県、茨城県
- ・採択件数：99件

(平成27年1月現在)

津波・原子力災害 被災地域雇用創出 企業立地補助金

平成25年度予算：
1,100億円
平成25年度補正予算：
330億円

- 平成26年度予算： 300億円
- 平成27年度予算： 360億円
- ・対象地域：
津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、茨城県)及び福島県全域
- ・採択件数：530件

(平成28年6月現在)

自立・帰還支援 雇用創出 企業立地補助金

平成28年度予算：
320億円

- ・対象地域：
福島県12市町村の避難指示区域等

※採択件数は、公募毎の採択件数の積み上げ

ふくしま産業復興企業立地支援事業の活用事例



日本オートマチックマシン株式会社(南相馬市・いわき市)

・平成25年7月に福島復興プロジェクトチームを発足させ、生産設備の増強・強化を実施。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用事例



有限会社菊池電子工業(宮古市)

・平成27年10月に宮古市にコネクタ生産工場を建設。

2-3-2 産業の復興に向けた取組①（水産業）

- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。
- 共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化や加工・流通業との連携等を促進するとともに、省エネ・省コスト設備の導入等による安定的な水産物生産体制の構築を目指す。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船、定置網などの漁具を導入する場合に、国は、事業費の1/3を補助し、あわせて都道府県が事業費の1/3以上を補助。

<共同利用漁船等復旧支援対策事業>

（平成23年度補正予算387億円、平成24年度当初予算39億円、平成25年度当初予算29億円、平成26年度当初予算17億円、平成27年度当初予算11億円）

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	22隻	
○青森県	82隻	9ヶ統
○岩手県	6,485隻	229ヶ統
○宮城県	3,440隻	173ヶ統
○福島県	225隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	6隻	
○三重県		6ヶ統

※H28年3月末時点復旧数
※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採介藻漁船※(岩手県宮古市)

平成23年7月、漁協から漁業者に引渡し。

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2/3、又は半額を補助。

<水産業共同利用施設復旧整備事業>

（平成23年度補正予算731億円、平成24年度当初予算100億円、平成25年度当初予算82億円、平成25年度補正予算21億円、平成26年度当初予算78億円、平成27年度当初予算42億円）

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3件	5億円
○岩手県	327件	353億円
○宮城県	316件	390億円
○福島県	16件	10億円
○茨城県	1件	5億円
○千葉県	3件	0.3億円

※H28年3月末時点
※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設(宮城県気仙沼市)

平成24年3月交付決定。

平成24年10月中旬から稼働開始。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)について、水揚げ金額では賄えない部分の9/10、2/3、又は半額を国が支援。

<がんばる漁業・養殖業復興支援事業>

（平成23年度補正予算805億円、平成24年度当初予算103億円）

がんばる漁業・養殖業復興支援事業の実績

	漁船漁業	養殖業
○北海道	9業者	
○青森県	3業者	
○岩手県	12業者	493経営体
○宮城県	67業者	469経営体
○福島県	3業者	
○茨城県	11業者	
○千葉県	3業者	
○三重県		19経営体
○富山県	1業者	

※H28年3月末時点

活用事例



さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)

平成23年12月、がんばる漁業計画認定。
平成24年10月から事業開始。

2-3-2 産業の復興に向けた取組②（観光業）

- 東北の観光は、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の流れから大きく遅れている。
- 今年を東北観光復興元年として、国土交通省等の関係省庁と連携し、東北の観光復興を力強く推進。

1. 観光復興関連事業

関係予算を大幅に増額

(27当初:5億円⇒28当初:50億円※)※27補正を含めると52億円

◆インバウンドに関する取組

○ 東北観光復興対策交付金の創設

(インバウンドを呼び込む地域の取組を支援。

また、これらの取組を効果的に推進するため27補正でマーケティング調査等を実施。) 【27補正:1.0億円、28当初:32.7億円】

○ 東北観光復興プロモーションの実施(東北ブランド発信強化)

【28当初:10.0億円】

○ 「新しい東北」交流拡大モデル事業の実施

(先駆的なモデルケースの創出) 【27補正:1.8億円、28当初:4.2億円】

◆福島に関する取組

○ 特に風評被害の大きい福島県については、国内観光振興、

教育旅行についても支援

【28当初:2.7億円】

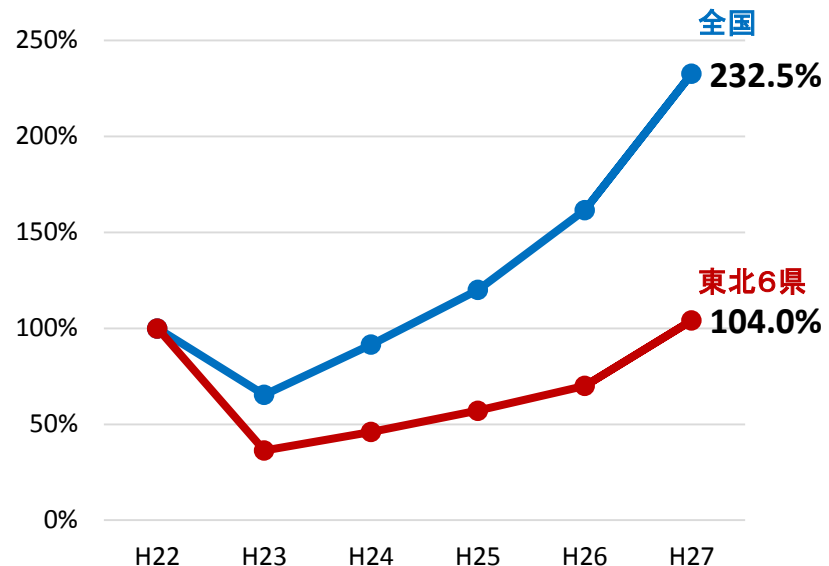
2. 東北観光アドバイザー会議

○ 有識者からなる「東北観光アドバイザー会議」を復興庁に設置(座長:久保前観光庁長官)。

○ インバウンドを中心に東北の観光が抱える課題と観光復興に向けた対策について、ご議論いただき、平成28年4月15日に提言を取りまとめ。

外国人宿泊者数の推移

	平成22年	平成26年	平成27年
全国	2,602 万人泊	4,207 万人泊	6,051 万人泊
(H22比)		(161.7%)	(232.5%)
東北6県	51 万人泊	35 万人泊	53 万人泊
(H22比)		(70.1%)	(104.0%)

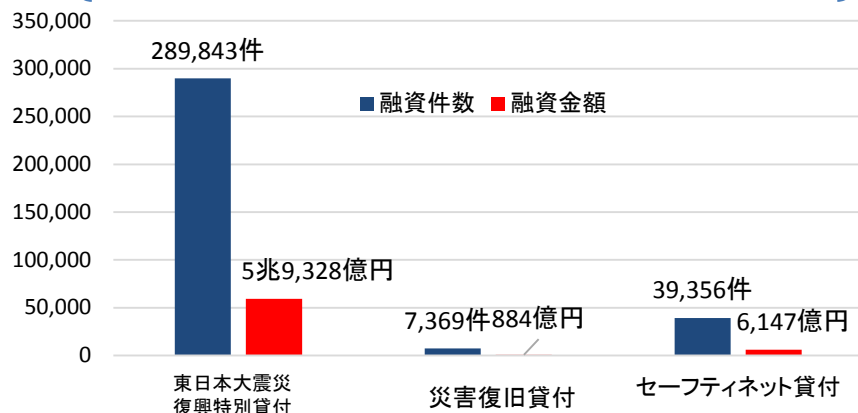


注1) 観光庁「宿泊旅行統計調査」による。
 注2) 従業員10人以上の宿泊施設を使用。

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付289,843件、東日本大震災復興緊急保証125,062件（H23年5月23日～H28年3月末日）。農林漁業者向けの融資については9,844件貸付決定、保証については3,720件（H23年5月2日～H28年3月末日）。

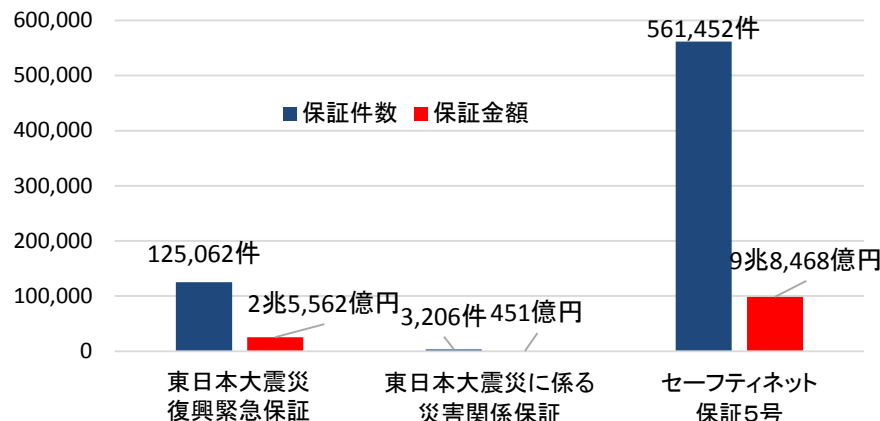
中小・小規模事業者向け融資

東日本大震災復興特別貸付	H23年5月23日～H28年 3月末日
災害復旧貸付	H23年3月14日～H23年 5月22日
セーフティネット貸付	H23年3月14日～H23年 5月22日



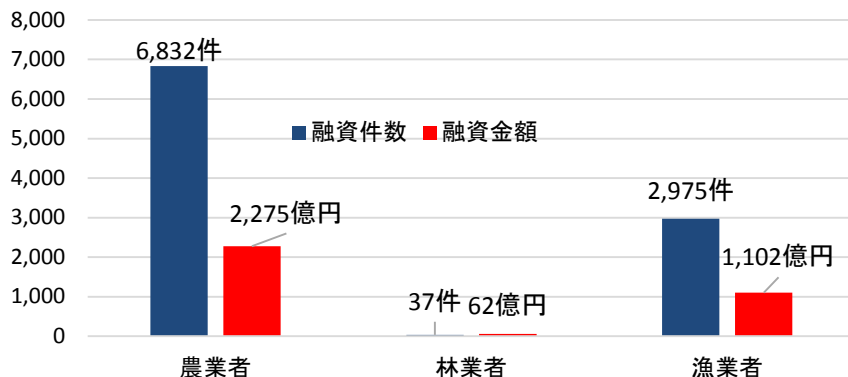
中小・小規模事業者向け保証

東日本大震災復興緊急保証	H23年5月23日～H28年 3月末日
災害関係保証	H23年3月14日～H28年 3月末日
セーフティネット保証5号	H23年3月14日～H28年 3月末日

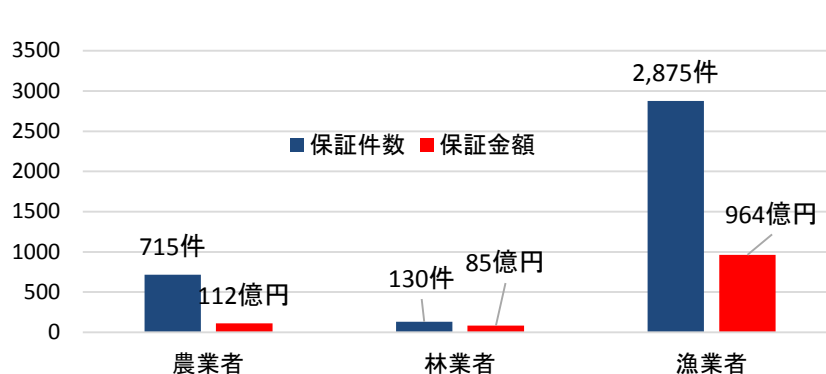


出典: 中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>)

農林漁業者向け融資（貸付決定済）（H23年5月2日～H28年3月末日）



農林漁業者向け保証（H23年5月2日～H28年3月末日）



○ 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者(震災被害により過大な債務を負っている事業者)

東日本大震災事業者再生支援機構
(震災支援機構)

○支援対象

産業復興機構による支援の
対象とすることが困難なもの

- ・小規模事業者、農林水産事業者、
医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金:200億円

債権買取資金:5,000億円(政府保証枠)

対象地域:岩手、宮城、福島各全県の他、北海道、
青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野、
群馬、東京、静岡の各都道府県の一部市町村
(14都道府県、351市町村)

連携/案件の引継ぎ

産業復興相談センター
産業復興機構

○支援対象

- 中小企業者等
- ・被災各県に設置され、各県の
実情に応じた対応を実施

(出資金※)

岩手産業復興機構 (23年11月11日設立):100億円
宮城産業復興機構 (23年12月27日設立):100億円
福島産業復興機構 (23年12月28日設立):100億円
茨城産業復興機構 (23年11月30日設立):50億円
千葉産業復興機構 (24年3月28日設立):20億円

※出資約束金額総額ベース

【両機構の実績】

○震災支援機構(6月30日現在)

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	480	1,066	373	535	2,454
最終調整中	0	37	6	15	58
支援決定数	163	318	80	127	688

○産業復興相談センター・機構(6月30日現在)

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	1,024	1,515	1,377	1,299	5,215
震災支援機構への引継	53	99	29	11	192
金融機関等による 金融支援の合意	196	282	153	312	943
うち買取決定数	106	140	44	36	326

2-3-4 雇用確保に向けた取組

- 被災3県の雇用情勢は、全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については人口減少等により震災前の水準まで回復していない地域もある。
- ミスマッチ(職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況)の解消、産業政策と一体となった雇用創出により、被災3県(岩手・宮城は沿岸部)の被災者の就職支援を推進。

・雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援や職業訓練を実施。

《ハローワークの就職支援》

産業政策や復旧・復興需要で生じる求人をハローワークで開拓・確保するとともに、担当者制等により、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談の実施や、職業訓練への誘導を行う。

また、水産加工業の求人の充足については、工場見学会を実施するなどして、人材の充足につなげている。

【実績】23年4月～28年3月 約67.5万人が就職

《職業訓練の機動的拡充・実施》

介護、情報通信等の職業訓練コースの他、建設機械の運転技能を習得する特別訓練コースを設定する。

【実績】26年度開講コースの受講者数 7,509人、特別訓練コースの受講者数 321人

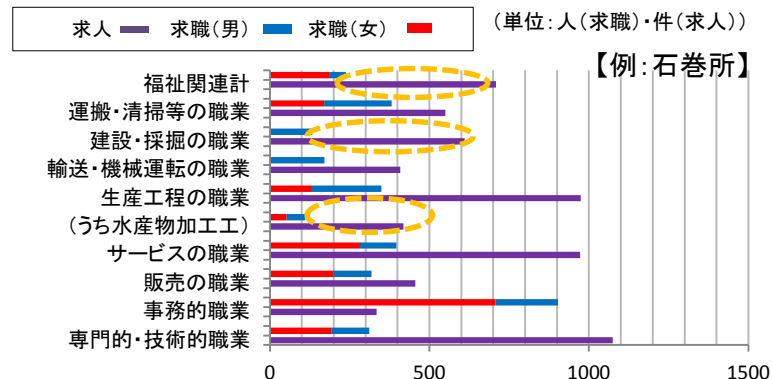
・地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的な安定雇用の創出に向け、雇用創出基金などを活用した雇用支援を推進。

(平成28年度予算で基金積み増し:40.6億円)

・事業復興型雇用創出事業により、約6.1万人(平成26年度実績)の雇用創出

○課題＝ミスマッチ等

震災前と比較して求人数は増えているが、建設の職業等でミスマッチ。



特別訓練コースの実施(岩手県宮古市)

【平成28年3月末現在】

有効求人倍率:岩手1.25倍、宮城1.41倍、福島1.37倍
 有効求人数:約12.5万件
 有効求職者数:約9.2万人(※23年3月約12.5万人)
 新規求人数:依然高水準(約4.3万件)
 新規求職者数:減少傾向(約2.3万人)

2-3-5 企業連携の推進①

被災地の産業復興を後押しするため、復興庁では、民間企業と被災自治体、被災地企業と外部企業などが連携して展開する事業等を次のような取組により支援している。

【被災地域企業新事業ハンズオン支援事業、専門家派遣集中支援事業】

- ・被災地域における新産業の創出につながる新たな事業へのハンズオン支援、専門家派遣による支援を実施。

【地域復興マッチング「結の場」】

- ・大手企業と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、対話の場を提供。

【復興に関する情報発信】

- ・企業の復興に関する事例集やメールマガジンの配信などの情報提供を実施。
- ・復旧・復興に関する施策情報のデータベースを通じて支援制度情報を提供。
- ・被災地にて企業単体または企業間で連携して展開する事業に関する相談を随時受付。

被災地域企業新事業ハンズオン支援／専門家派遣集中支援事業



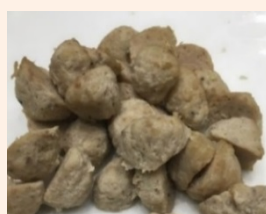
「モリーくんのふわっとろサーモン」
(ハンズオン支援)



「眠り杉枕」
(ハンズオン支援)



「鯨のハイブリッドボール」
(専門家派遣集中支援)



被災地域における新産業の創出につながる新たな事業(新商品開発、販路拡大、既存商品の付加価値化・生産効率化等)を対象に、その事業化に向け、民間企業出身の復興庁職員が民間の知見を活用しつつ、被災地企業に寄り添いながら経営課題を解決していくハンズオン支援を実施。

平成27年度より、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家が、被災地域における新たな事業等を支援する専門家派遣集中支援事業を実施している。

【被災地域企業新事業ハンズオン支援実績】

平成24年度：7件 平成25年度：7件 平成26年度：10件
平成27年度：15件 平成28年度：10件(予定)

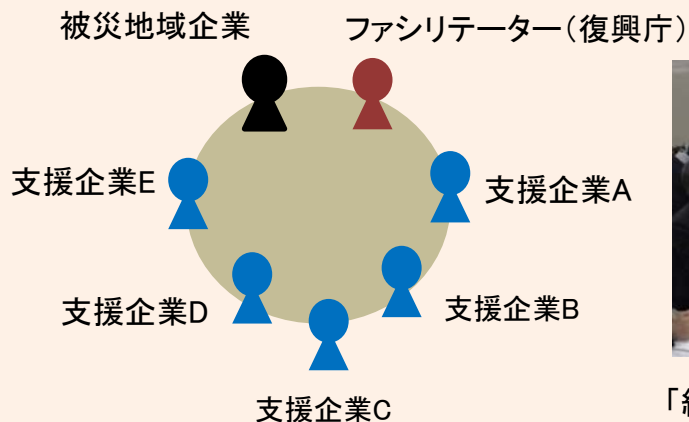
【専門家派遣集中支援実績】

平成27年度：21件 平成28年度：50件(予定)

2-3-5 企業連携の推進②

地域復興マッチング「結の場」

ワークショップ形式



被災地域の企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、大手企業等が、技術、情報、販路など、自らの経営資源を幅広く提供する支援事業の形成の場として、ワークショップを開催。



「結の場」ワークショップの様子

【ワークショップ開催実績】

- 平成24年度:石巻市、気仙沼市
- 平成25年度:南三陸町、亶理町・山元町、宮古市、福島市
- 平成26年度:南相馬市、多賀城市、大船渡市、気仙沼市
- 平成27年度:会津若松市、久慈市、女川町、広野町・檜葉町・富岡町・川内村
- 平成28年度:釜石市、山田町、(予定) 相馬市、東松島市

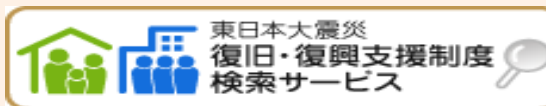
復興に関する情報発信

- 産業復興の事例集の作成。
- 平成24年～27年度にかけて毎年発行。



- 「被災地での55の挑戦」
Vol.1:平成25年3月
Vol.2:平成26年3月
- 「被災地の元気企業40」
平成27年2月
- 「私たちが創る」
平成28年2月

- メールマガジンを発行し、自治体職員、支援機関スタッフ、商工会議所・商工会の経営指導員等に、定期的に産業関係の各種支援施策情報を提供。
- 復興庁が運営する「復旧・復興支援制度データベース」を通じて、事業者が活用可能な各省庁及び自治体の支援制度の情報を提供。



復旧・復興支援制度データベース
URL:<http://www.r-assistance.go.jp/>

2-4 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

- 復興の加速化に向けて、復旧・復興の進捗状況を、被災者のニーズにあわせて分かり易くまとめ、情報共有を進め、見通しを明らかにしました。
- 関係機関を含めた情報ポータルサイトを作成。災害公営住宅等については地域毎に詳細情報を提供、随時更新。関係機関のHPも共通 **復**「まるふくマーク」で分かり易くしました。

(1) 見える化のワンストップ（復興庁HP）

- ・復旧・復興の進捗状況に係る国、県、市町村等の情報をワンストップで見られるポータルページを提供。

[復興庁トップページ]



ここで見える復旧・復興状況
(ポータルページ)

- 住宅・公共インフラの復旧・復興状況
- 医療・福祉・教育の復旧・復興状況
- 産業・生業の復旧・復興状況
- 地域からの復興情報
- **復**まるふくマークについて

(2) 「つちおと情報館」の提供

- ・住宅・公共インフラに係る事業概要、定点観測写真、工程表、地図情報等の詳細情報を、お住まいの地域毎にまとめ、視覚的に分かり易く掲載、随時更新。
(掲載地区数 728地区[平成28年5月現在])

つちおと情報館(宮城県)

陸上競技場跡地地区 (りくじょうきやうじょうぢいようあち)

復興アルバム(定点観測写真)[陸上競技場跡地]

クリック

・事業概要:
震災により住宅を失った方で、自力では住宅確保できない方に低廉な家賃で入居できる公営住宅を整備する事業。居住性・環境に配慮した住まいづくり、集会所・高齢者生活相談所等を備えた地域コミュニティ拠点としての災害公営住宅を整備します。
・住まいのこだわり設計

・事業主体: 女川町
・造成予定戸数: 200戸
・完工済: 平成26年3月
・工程表(住まいの復興工程表)
・事業範囲(地図情報)
・URによる復興まちづくり支援
※写真提供: UF都市機構

(3) **復**「まるふくマーク」の共通利用

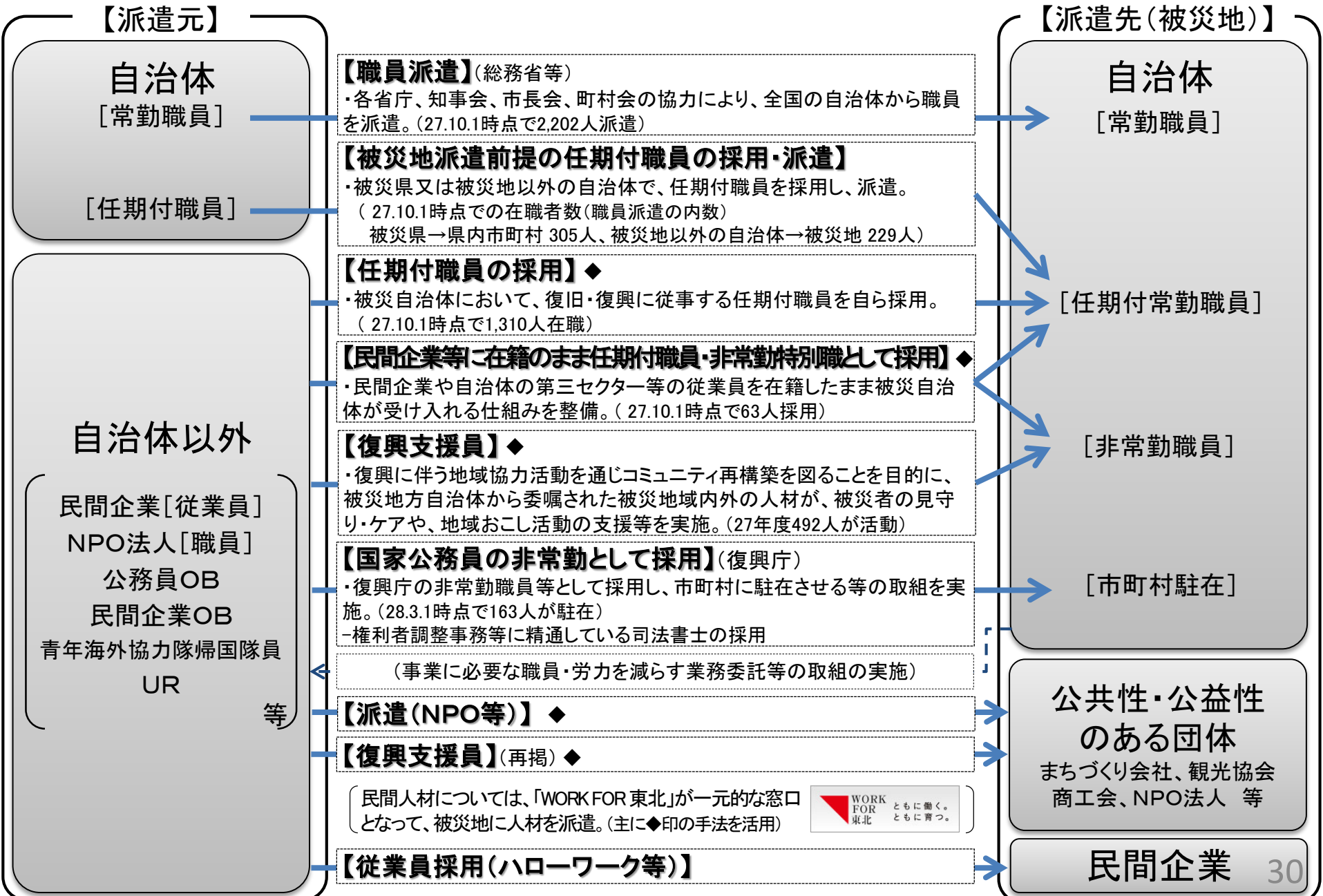
- ・復興庁HPでは、復旧・復興の進捗情報を探し易く、分かり易くするため、**復**「まるふくマーク」を掲載。
- ・被災3県の県・市町村や、国の関係機関等のHPにおける共通利用を推進。
(賛同71機関[平成28年5月現在])



[復興アルバム
(定点観測写真)]

※画面はイメージです。

2-5-1 被災地での人材不足対策



2-5-2 ボランティア・公益的民間連携

- 被災地のニーズが多様化している中、NPO等やボランティア活動が果たす役割は依然として大きい。
- 多様なニーズに柔軟に対応するため、行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して取り組む必要がある。
- このため、NPO、ボランティア団体等が活動を円滑に進めるために必要な情報の提供や連絡調整、震災ボランティアの啓発・普及等を行っている。

○主な取組内容

多様な担い手の連携促進

- 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成。(平成24年4月)
- また、「多様な担い手による連携事例」を公表・周知

- 復興・創生期間における、多様な担い手による復興支援に向けた連携についての基本的な考え方を示す「復興支援ビジョン」の策定に向けて検討中



「ロードマップ」
及び「連携事例(第2版)」

ボランティア活動全般の促進

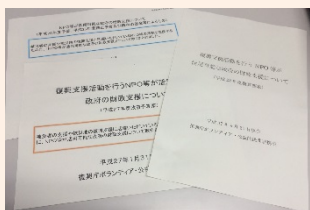
- これまでボランティア活動に携わってきた方々に被災地で引き続き活躍していただくとともに、新たにボランティアへの参加を検討している方々を後押しするため、学生等に向けたキャンペーンやNPO等に向けたメッセージを発信

平成28年度
「学生ボランティア促進キャンペーン」
ポスター



NPO等への情報提供

- NPO等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、公表・周知



「復興支援活動を行うNPO等
が活用可能な政府の財政支
援について」
(平成28年3月31日現在)

●社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに登録し活動したボランティア数

岩手県	宮城県	福島県	計
約54万人	約74万人	約21万人	約149万人

- ※平成23年3月11日～平成28年2月29日までの累計(万人未満四捨五入)
- ・その他、NPO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数
 - ・発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元NPO等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援など息の長い組織的な取組を展開

- 復興のあらゆる場面に男女共同参画の視点を導入することで「よりよい復興」(build back better)につなげる。
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透。

事例集の作成・公表

- 主に女性が中心となって行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。
- 平成24年11月以降、100事例（平成28年3月末現在）をとりまとめ、ホームページで公表。



男女共同参画の視点からの復興
～参考事例集～（第10版）

復興と男女共同参画等に関する調査の公表

- 復興過程における男女共同参画の現状について、平成28年3月に「復興と男女共同参画等に関する調査」を実施。その結果をホームページで公表。



復興と男女共同参画等に関する調査

復興活動への男女共同参画の視点の浸透

- 復興にも男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらう（＝浸透させる）ための活動。
- パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて実施。



これまでに開催したパネルディスカッション等の模様

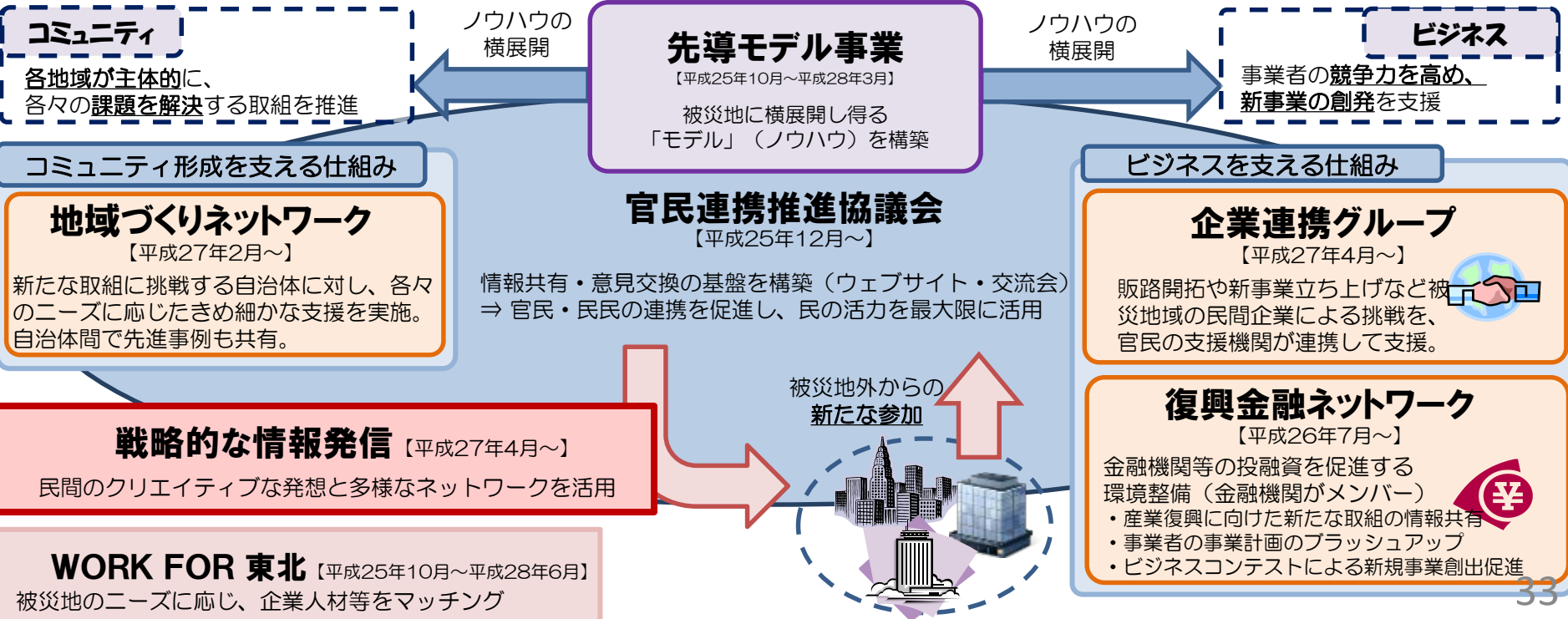
第4次男女共同参画基本計画

- 第3次男女共同参画基本計画にはなかった「復興」に関する項目が新設（第11分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」）
- 復興施策への多様な住民の意見の反映、男女共同参画の視点導入への理解促進、事例の共有、統計情報等の復興施策への活用等、計画に基づいて実施。

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて①（概要）

「新しい東北」の基本的な考え方

- **平成24年12月26日（安倍内閣初閣議）**に閣議決定された「基本方針」において、「単なる『最低限の生活再建』にとどまることなく、**創造と可能性の地としての『新しい東北』を作り上げる**」こととされた。
- 被災地は、**日本全国の地域社会が抱える課題（人口減少、高齢化、産業の空洞化等）が顕著**。
- インフラや住宅等（ハード）の復旧が進みつつある中、「まちの賑わい」を取り戻すためには、「**人々の活動（ソフト）**」の復興が必要。具体的には、「**産業・なりわいの再生**」と「**コミュニティの形成・地域づくり**」に取り組むことが必要。
- 国・自治体のみならず、**企業・大学・NPOなど、民間の人材やノウハウを最大限に活用**しながら、全国のモデルともなり得る挑戦的な取組を推進してきたところ。今後は、被災地での普及・展開を図る。



2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて②（官民連携推進協議会）

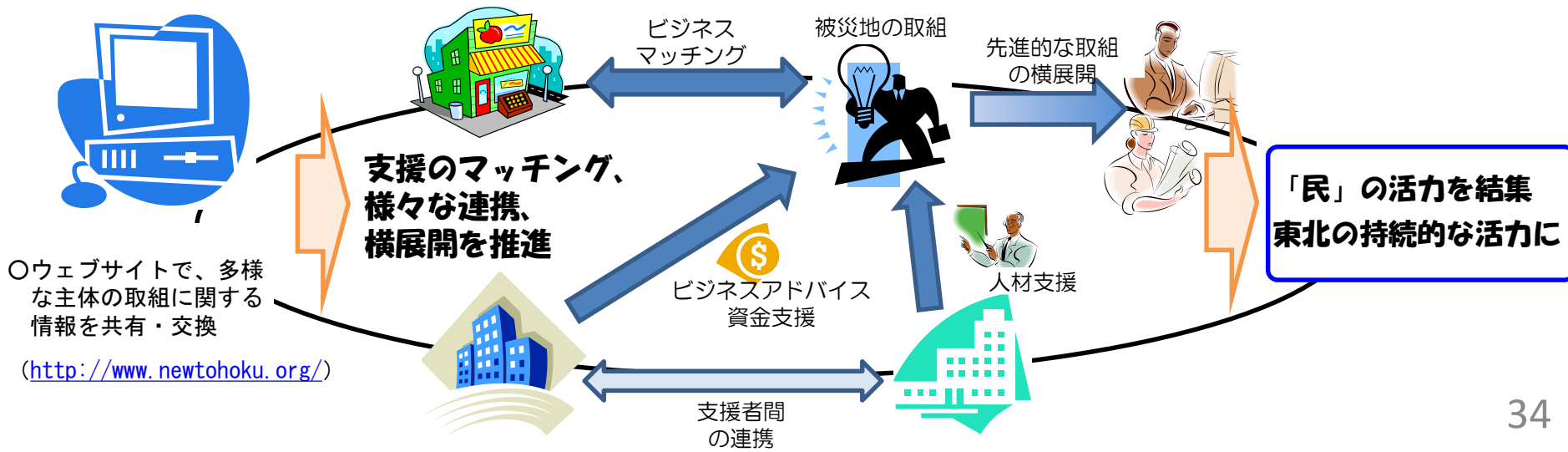
被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進。【平成25年12月設立】

設立発起人

- 経済団体
経団連会長、同友会代表幹事、日商会頭
- 金融機関
政投銀社長、3メガ（みずほ、BTMU、SMBC）の頭取等、
信金中金理事長、全信組連理事長、
地銀（岩手、七十七、東邦）の頭取
- 自治体
岩手県知事、宮城県知事、福島県知事
- 大学
岩手大学長、東北大総長、福島大学長
- 連携復興センター
いわて連復、みやぎ連復、ふくしま連復の代表等

「新しい東北」官民連携推進協議会

- 代表：経団連会長、同友会代表幹事、日商会頭
副代表：その他の設立発起人団体のトップ等
会員：1048団体・法人（平成28年7月時点。代表・副代表を含む。）
- ・経済団体（商工会議所、商工会等）
 - ・民間企業（経済団体所属の企業）
 - ・公益社団・財団法人
 - ・各種協同組合（信金、信組等）
 - ・NPO法人（連復の推薦法人）
 - ・独立行政法人、大学等
 - ・地方自治体
 - ・関係省庁
- 事務局：復興庁（一部、みずほ総合研究所株式会社に委託）
活動内容：専用ウェブサイトでの情報共有・交換（平成26年1月21日～）
交流会の開催 平成25年度 仙台で開催
平成26年度 盛岡、郡山、仙台で開催
平成27年度 被災地に加え、東京と関西でも開催



2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて③（先導モデル事業）

「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、先導的な取組を幅広く公募し、支援するもの。（平成25年度は66事業、平成26年度は95事業、平成27年度は55事業の計216事業を支援。）

【平成26年度及び平成27年度の事業例】

子どもの成長を育む地域の遊び場づくり

ボランティア等の地域住民が積極的に参加する、新しい子どもの遊び場づくり活動を実践。災害公営住宅等における新たな地域コミュニティの形成にも寄与。



保育所等と連携した高齢者の健康づくり

仮設住宅の高齢者が保育所・幼稚園で子どもと一緒に給食を食べ、ふれあうことにより、孤食の解消や、生活の不活発化を原因とする心身機能の低下等の課題に対応するとともに、高齢者の生きがいを創出。また、栄養士の管理栄養士が栄養指導を実施。



温泉熱を活かした六次化産業創出

活力ある「エコ温泉地」を目指し、温泉熱エネルギーを活用した植物工場による野菜・果物栽培、バイナリー発電の冷却水を利用した陸上養殖等を実施。これらの生産物による六次化商品の開発や、エネルギー体験型ツアー商品の開発を実施。



津波避難訓練等における訓練プログラムの開発・検証

沿岸地域の自治体へヒアリングを行い集まった課題、問題点をベースに複数の避難訓練プログラムを作成し、選択できるようにする取組を実施。また、避難訓練の習慣化を目的に、ワークショップ等のイベントと併せて訓練を実施。



浜の未利用資源の高機能性食品化

持続可能な地域産業の確立に向けて、市場では流通していなかった未利用の水産物を活用。「機能性」と「高付加価値化」に焦点を当てた新商品を開発。



地域におけるスマートフォン等でのカード決済の導入

初期費用が低廉なモバイル端末を使ったクレジットカード決済の仕組みを、地域の小売店・飲食店等で一斉に導入し、消費の誘発による地域経済の活性化を図る。併せて、決済手数料の一部を地域に還元する仕組みを構築。



インターンシップを通じたU・Iターン促進

岩手県内外の学生が岩手県内企業でのインターンシップに参加し、地元企業の課題解決や新規事業に取り組むことにより、U・Iターンを目指す取組を実施。



「東北百貨店 推奨ブランド」の育成

百貨店の現役バイヤーやOBの知識・情報力・経験を投入し、商品開発のアドバイスをを行い、「支援」から「協働」による東北の優れた商品の販路拡大を目指し、カタログの作成や全国へのプロモーションを実施。



2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて④（地域づくりネットワーク）

- 「新しい東北」の横展開等を通じて、各地域の課題に応じた「新しい挑戦」を推進するため、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、被災地自治体をメンバーとする「地域づくりネットワーク」を設立。
- 「ノウハウや情報の共有」「課題解決のサポート」「自治体組織の活性化支援」の3本柱で取組を実施。
- 取組の実施に当たっては、「地方創生」とも連携。復興の新しいステージにおいて、被災自治体が「自立」を目指していく上で、地方創生の施策も十分に活用できるよう、きめ細かな支援を実施。

取組の3本柱	平成28年度の主な取組	
ノウハウや情報の共有	交流会の開催（年3回程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりの代表事例 ・先導モデル事業等のノウハウ ・自治体間の意見交換（課題、経験等）等
	自治体との意見交換の実施（夏期・冬期）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体を復興庁が直接訪問して意見交換を実施。「新しい東北」の情報提供や、今後に向けた意見交換を実施。
課題解決のサポート	自治体版ハンズオン支援（4月～翌3月）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取組に挑戦する自治体に対し、自治体のニーズに応じたきめ細かな支援を実施 （山田町、福島市、郡山市、いわき市、国見市、楡葉町、葛尾村、飯舘村、川内村） （参考：過去の支援自治体） ・第1弾：久慈市、塩竈市、郡山市、川内村 （平成27年5月～平成28年3月） ・第2弾：山田町、東松島市、福島市、いわき市、飯舘村 （平成27年10月～平成28年3月）
自治体組織の活性化支援	組織活性化研修の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の自治体職員を対象とした研修を実施 組織活性化事例の共有（交流会で共有）

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて⑤（企業連携グループ／復興金融ネットワーク）

企業連携グループ

- 産業復興の中核を担う被災地域の民間企業による創造的な事業活動への挑戦を、効果的に支援するため、地方自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制（企業連携グループ）を構築し、企業復興支援体制を強化する。

取組の例

【企業復興支援ネットワーク】

- 官民の支援機関において、実際に企業支援を担当する職員をメンバーとして登録し、情報共有・協力関係の構築の場を提供。

【専門家派遣集中支援事業】

- 被災地企業の復興に必要な専門知識・ノウハウを有する高度な専門家・専門機関による集中支援を実施。

復興金融ネットワーク

- 金融機関等に産業復興に関する情報を積極的に提供し、被災地での新たな資金供給の創出を目指す。
- 被災地の事業者に対して資金供給を呼び込むことを目指し、復興ビジネスコンテストを開催して優良な取組を発掘するとともに、事業化・事業の発展に向けた効果的な支援を実施。

取組の例

【復興ビジネスコンテスト】

- 被災地における地域産業の復興や地域振興に資する事業・事業プランを募集（平成28年8月19日まで）。
- 受賞者に対して、事業のPRを行う場の提供や、経営指導を行う専門家の現地派遣などのアフターフォロー支援を実施。

（参考）

- ✓ 27年度は大賞のほか、優秀賞7件、協賛企業による企業賞9件を表彰

・27年度 大賞

株式会社バンザイファクトリー
（岩手県陸前高田市）
「三陸の未利用資源を使用した
健康配慮型「三陸甘露煮」」

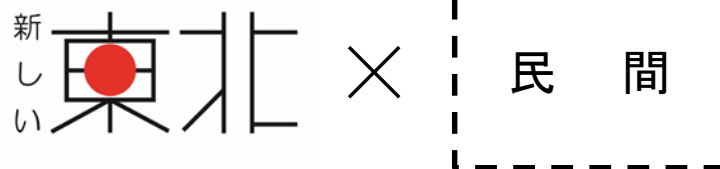


2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて⑥（戦略的な情報発信）

- 「新しい東北」をはじめとした東北の挑戦の成果を全国に情報発信し、復興支援の輪を拡大。
- 復興庁単独での情報発信で終わるのではなく、「ひと」「もの」などわかりやすい媒体を持つ民間のネットワークと連携した情報発信を展開。

情報発信のポイント

- ①国民・メディアにストーリーが伝わるわかりやすい表現
- ②情報を伝えるわかりやすい被写体・媒体
- ③民間企業の持つネットワーク・発信力の活用



枠組み

- 一般から公募した民間企業とのタイアップ企画を事業化し、民間の斬新な発想を取り込む。
- 民間企業とのタイアップ企画により民間企業のネットワーク、情報発信力を活用。

平成28年度選定結果

- 【酒】「全国へ、世界へ。SNSで広がる東北の酒蔵文化。発信するのは関西・九州で繋がった発信力抜群の女性ファンたち。」（株式会社 ワールド・ヘリテイジ）
- 【食】「東北の風土（FOOD）ブランドの創設と展開」（一般社団法人 東北フードマラソン&フェスティバル）
- 【技】「文化放送×よしもと住みます芸人新しい東北職人技プロジェクト（仮）」（株式会社 文化放送）
- 【町】「マジカル福島2016」（株式会社福島ガイナックス）
- 【旅】「東北の魅力の拡散、アクションまでつなげるプロジェクト」（株式会社オールアバウト）
- 【人】「東北ローカルジャーナリスト育成事業」（一般社団法人 日本教育ジャーナリスト教育センター）

参考：平成27年度事業（例）

＜世界にも通用する究極のお土産＞

- 東北を代表する食品を発掘するコンテストを通して、東北の食品に込められた挑戦のストーリーを伝える。
- 東北6県から約500商品の応募があり、一次審査を通過した112商品から究極のお土産10商品と特別賞1商品を選定。



2-6-1 福島復興に向けた制度対応等①（復興施策体系）

福島復興再生特別措置法

[平成24年3月31日施行]

- 福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえ推進を目的

福島復興再生基本方針

[平成24年7月13日閣議決定]

- 法の基本理念に則し、福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針

重点推進計画（県作成）

[平成25年4月26日認定]

- 基本方針に即して、再生可能エネルギーや医療機器関連産業等の新たな産業創出の取組を推進する計画

産業復興再生計画（県作成）

[平成25年5月28日認定]

- 基本方針に即して、福島の産業の復興・再生の推進を図る計画

被災者支援（子ども被災者支援法基本方針）

[平成25年10月11日閣議決定、平成27年8月25日閣議決定（改定）]

- 子ども被災者支援法に基づき、支援施策の推進に関する基本的方向や支援対象地域を定めるとともに、各種の支援施策を取りまとめ

風評被害対策（風評対策強化指針）

[平成26年6月23日策定]

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組とりまとめ

グランドデザイン

[平成24年9月4日策定]

基本的な考え方を提示

- 避難12市町村全体の概ね10年後の復興の姿と、それに向けた国の取組姿勢をまとめたもの

避難解除等区域復興再生計画

[平成25年3月19日決定]

[平成26年6月20日改定]

- 基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進する計画

早期帰還を目指す区域

早期帰還・定住プラン

[平成25年3月7日策定]

- 早期帰還を目指す区域等における政府の取組をとりまとめ

福島県全体

避難12市町村

広域

全国

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等②

(福島再生加速化交付金①概要) 【平成28年度予算 1,012億円(平成27年度予算 1,056億円)】

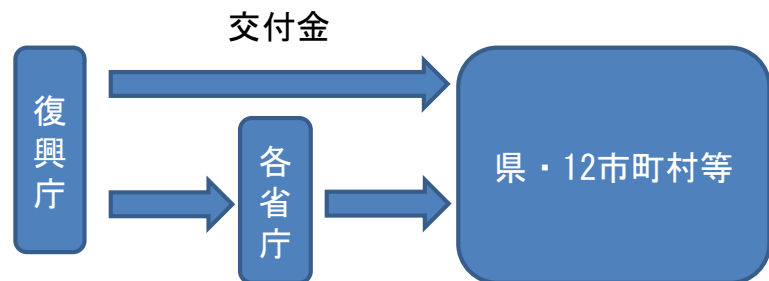
事業概要・目的

- 福島では、避難指示解除が始まり、長期避難者への支援とともに住民の早期帰還を一層推進する段階を迎えている。
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、一部地域から避難指示解除が始まっている福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

(2) 福島再生加速化交付金の全体像

交付金		目的	福島特措法上の位置付け
福島再生加速化交付金	帰還環境整備	避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化	帰還環境整備交付金
	長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援	生活拠点形成交付金
	福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備	(予算補助)

(3) 対象事業

<帰還環境整備>

- 復興再生拠点等の整備
(復興再生拠点、土地区画整理、災害公営住宅、アクセス道路等の整備等)
- 放射線不安を払拭する生活環境の向上(井戸の掘削等)
- 放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等)
- 営農再開等に向けた環境整備(農地・農業用施設の整備等)
- 商工業再開に向けた環境整備(産業団地の整備等)

<長期避難者生活拠点形成>

- 長期避難者の生活拠点の形成(復興公営住宅の整備等)
- 生活拠点の関連基盤整備等(道路等インフラ、教育・社会福祉施設等)
- 復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)

<福島定住等緊急支援>

- 子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等)
- 子育て定住支援賃貸住宅の整備等
- 基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等)

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等②

(福島再生加速化交付金②事業例)

主な支援事業例

○ 福島再生加速化交付金では、避難指示を受けた12市町村等の取組に対し、「帰還環境整備」、「長期避難者生活拠点形成」、「福島定住等緊急支援」により支援を実施。

帰還環境整備

復興再生拠点整備事業



復興拠点イメージ

放射線不安払拭事業



井戸の掘削

産業団地整備事業



産業団地整備事業イメージ

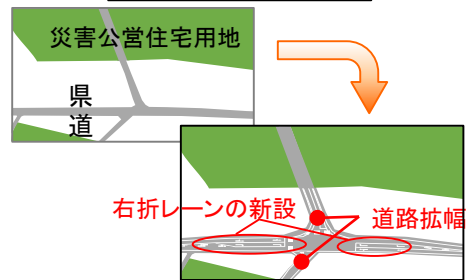
長期避難者生活拠点形成

災害公営住宅整備事業



福島市飯野団地(飯舘村営)

道路事業



被災者生活支援事業



コミュニティ交流員の配置
(郡山市東原団地における入居者交流会の様子)

福島定住等緊急支援

遊具の更新



公園の遊具の更新(広野町)

地域の運動施設の整備



全天候型運動場の整備(南相馬市)

プレイリーダーの養成



プレイリーダーの養成

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等③

(中間貯蔵施設の整備等に伴う財政措置) 【平成26年度補正予算 1,000億円】

総額3,010億円の新規かつ追加的な財政措置

○中間貯蔵施設等に係る交付金 1,500億円 【環境省】

- ・850億円は大熊・双葉両町に国が直接交付。残りの650億円は県に交付。
- ・850億円の内訳は、大熊町461億円、双葉町389億円(※)。
- ※両町の人口や搬入する除去土壌等の貯蔵予定量などを勘案し、決定。

○原子力災害からの福島復興交付金 1,000億円 【復興庁】

- ・全額を県が造成する基金に交付。

○福島特定原子力施設地域振興交付金 510億円 【経済産業省】

- ・今回の措置による増額分510億円。(17億円×30年間)
- ・増額分は全て県に交付。

事業内容

1. 被災地域における帰還・再生推進事業

(12市町村を対象)

避難指示が出ていたこと等により復興が遅れている地域に対して、帰還や地域の再生を推進するための事業を実施。

- ・公益的施設、公設民営の業務施設等の施設整備事業等

2. 原発事故からの復興に必要な拠点の充実に係る事業

(県全域を対象)

福島復興再生を加速するために、特に重要な拠点について、その充実に図るための事業を実施。

- ・医療、放射線対策に係る拠点整備事業等
- ・医療、エネルギー関連等に係る重点産業進出支援事業等

3. 原発事故による風評被害対策事業 (県全域を対象)

未だ根強く残る原発事故による風評被害の払拭や被害拡大を防ぐために、県全域での風評被害対策を実施。

- ・風評払拭を促進する拠点施設整備事業等
- ・教育旅行回復支援事業等

資金の流れ

復興庁

H27.3
全額一括交付済

福島県

※基金の造成

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等④

(福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例)

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
 - 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施
- ※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

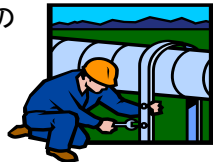
主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策

・ 避難区域内の除草
火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



・ 防犯パトロール

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロールを実施。



★ 住民の一時帰宅支援

・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等⑤

(「原子力災害からの福島復興の加速に向けて改訂」(平成27年6月12日閣議決定)のポイント)

① 早期帰還支援・新生活支援の両面の取組の深化

(1) 早期帰還支援

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域について、遅くとも事故から6年後(29年3月)までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速
- 避難指示解除時期に関わらず、事故から6年後解除と同等の精神的損害賠償の支払い
- 旧緊急時避難準備区域等への復興施策の展開
- 一層のきめ細かな放射線防護対策
(リスクコミュニケーション施策のフォローアップや強化など)
- 除染のさらなる加速化、汚染廃棄物の処理、中間貯蔵施設への迅速な搬入に向けた取組(地権者への丁寧な説明、人員体制の確保など)

(2) 新生活支援

- 復興拠点の迅速な整備に向けた支援策の柔軟活用・ワンストップ対応
- 帰還困難区域における復興拠点となる地域について、区域の見直し等を早急に検討
- 「福島イノベーション・コースト構想」の具体化
- 「福島12市町村の将来像」の策定、具体化・実現に向けた速やかな取組
- JR常磐線のできるだけ早期の全線開通
- 新生活に必要な十分な賠償の円滑な支払い
(原賠審四次追補(25年12月)に基づく住居確保賠償・精神損害の一括賠償)

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等⑤

(「原子力災害からの福島復興の加速に向けて改訂」(平成27年6月12日閣議決定)のポイント)

②事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の大幅な拡充

平成27-28年度の2年間において、特に集中的に支援を展開。原子力災害により生じている損害の解消を図る。

(1) 自立支援策を実施する新たな主体の創設

- 新たな支援主体(官民が一体となったチーム)を創設し、まずは避難している事業者(約8,000社)への個別訪問・相談支援を実施
- 本年末をめどに取組状況を再点検し、上記支援主体のあり方や、自立支援施策の拡充について検討を行う

(2) 各種支援施策の充実

- 以下に掲げる施策について平成27年度の支援策の最大限の活用
 - ① 事業・生業の再建・自立や働く場の確保
 - ② 人材の確保
 - ③ 農林水産業の再生
 - ④ 風評被害対策、農林水産物・食品輸入規制・渡航制限等の撤廃・緩和
 - ⑤ 販路の開拓
 - ⑥ 商業・小売店等の買い物環境の整備
 - ⑦ 医療・介護・福祉施設の再開
- 平成28年度以降についても、12市町村での事業・生業の再建が可能となるよう、支援策の充実を図る

(3) 営業損害・風評被害への賠償等に関する対応

- 特に集中的に自立支援策の展開を行う2年間において、東電が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開への協力を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、国が東電を指導

2-6-1 福島復興に向けた制度対応等⑥

(福島12市町村将来像に関する有識者検討会提言(平成27年7月)及びそのフォローアップ)

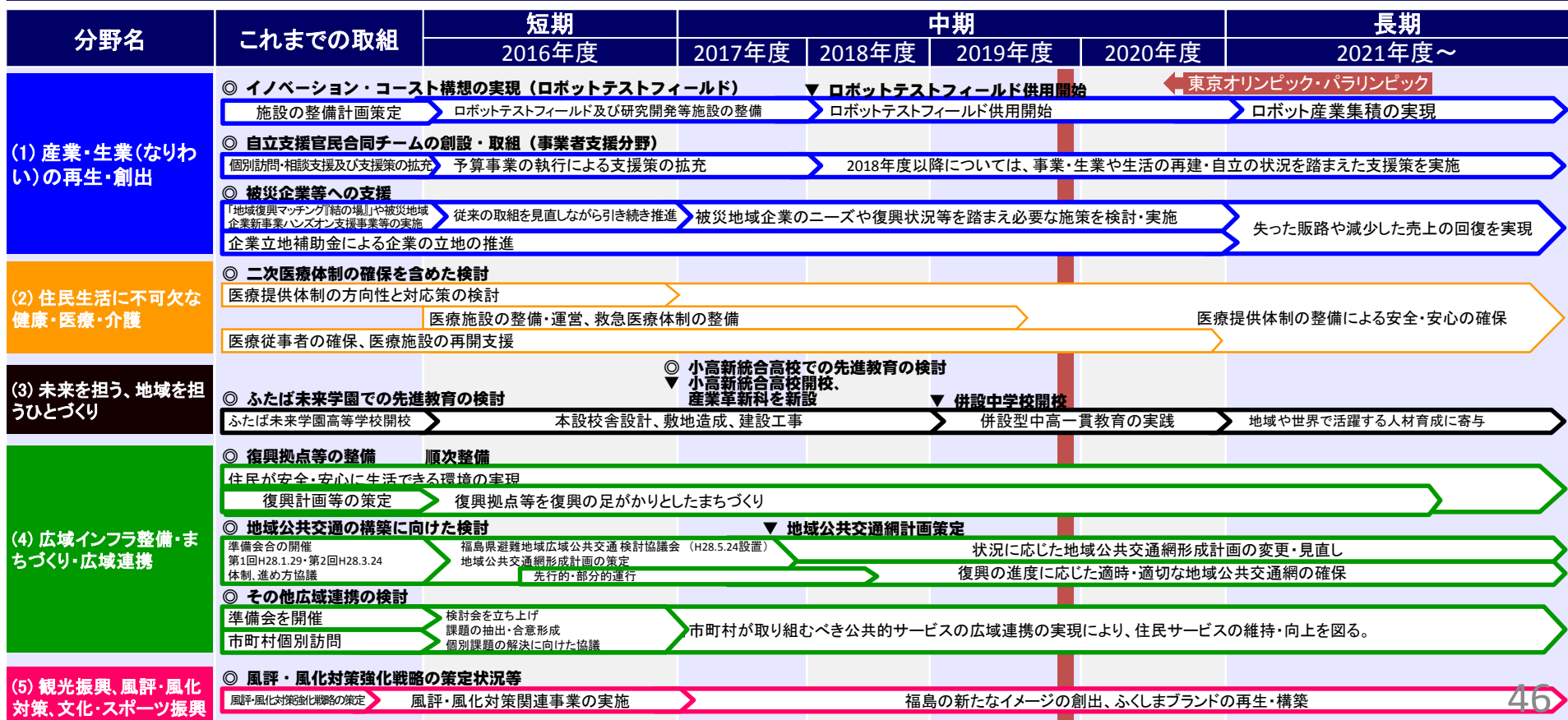
- ①有識者検討会(座長:大西隆 豊橋技術科学大学学長)で議論を実施。③そのための主な取組
- 30~40年後の姿**を見据えた、**2020年の課題と解決の方向**を検討。
2015年7月、**提言を取りまとめの上、復興大臣に提出。**
- ②30~40年後の姿のポイント
- (1) **人口見通し:復興の進捗により震災前の推計を上回る可能性**
 - (2) **線量見通し:現状から物理減衰で相当程度低減**
 - (3) **世界に発信する福島型の地域再生**
- ④そのための主な取組
- (1) **産業振興**
— 新産業の創出と事業・生業の再建 —
 - (2) **複数市町村による公共的サービスの広域連携**
 - (3) **復興再生拠点の整備** — 新市街地の形成 —
 - (4) **その他**
福島復興・再生は国の責務と明記。
発災から10年後の福島の復興に向けた政府の組織のあり方は検討課題と付記。

◎福島12市町村提言フォローアップ会議(平成27年10月~)

復興庁統括官、福島県副知事を共同議長とし、関係省庁、県、12市町村等がメンバー。

- ・提言の主要個別項目に関し、実現に向けた進捗管理を実施。
- ・ロードマップを取りまとめ、平成28年5月に有識者検討会に報告した。

福島12市町村将来像実現ロードマップ2020(主な取組)



2-6-2 個別課題への対応①（長期避難者への生活支援①）

長期避難者等のための生活拠点の検討に当たって

1. 復興計画の策定

全町避難している各町村において、長期避難者対策等を位置づけ

飯舘村(H24.8),大熊町(H24.9),富岡町(H24.9),
浪江町(H24.10),葛尾村(H24.12),双葉町(H25.6)

2. 住民意向調査の実施

国、県、避難元市町村において、長期避難者に対する支援策の具体化等のため、今後の生活再建に向けた意向等を把握

3. 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会

国、県、受入市町村、避難元市町村において、生活拠点整備のための諸課題等を検討

- 長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整 他

「コミュニティ復活交付金」

平成25年度当初予算	503億円※1
平成25年度補正予算	512億円の内数※2
平成26年度当初予算	1,088億円の内数※2
平成27年度当初予算	1,056億円の内数※2
平成28年度当初予算	1,012億円の内数※2

※1 旧長期避難者生活拠点形成交付金

※2 福島再生加速化交付金の内数

復興公営住宅の整備

原発避難者向けの復興公営住宅を整備

基盤整備等の推進

避難者の増加に対応する道路改良や
学校施設整備などの実施

新たな
生活拠点
への移転

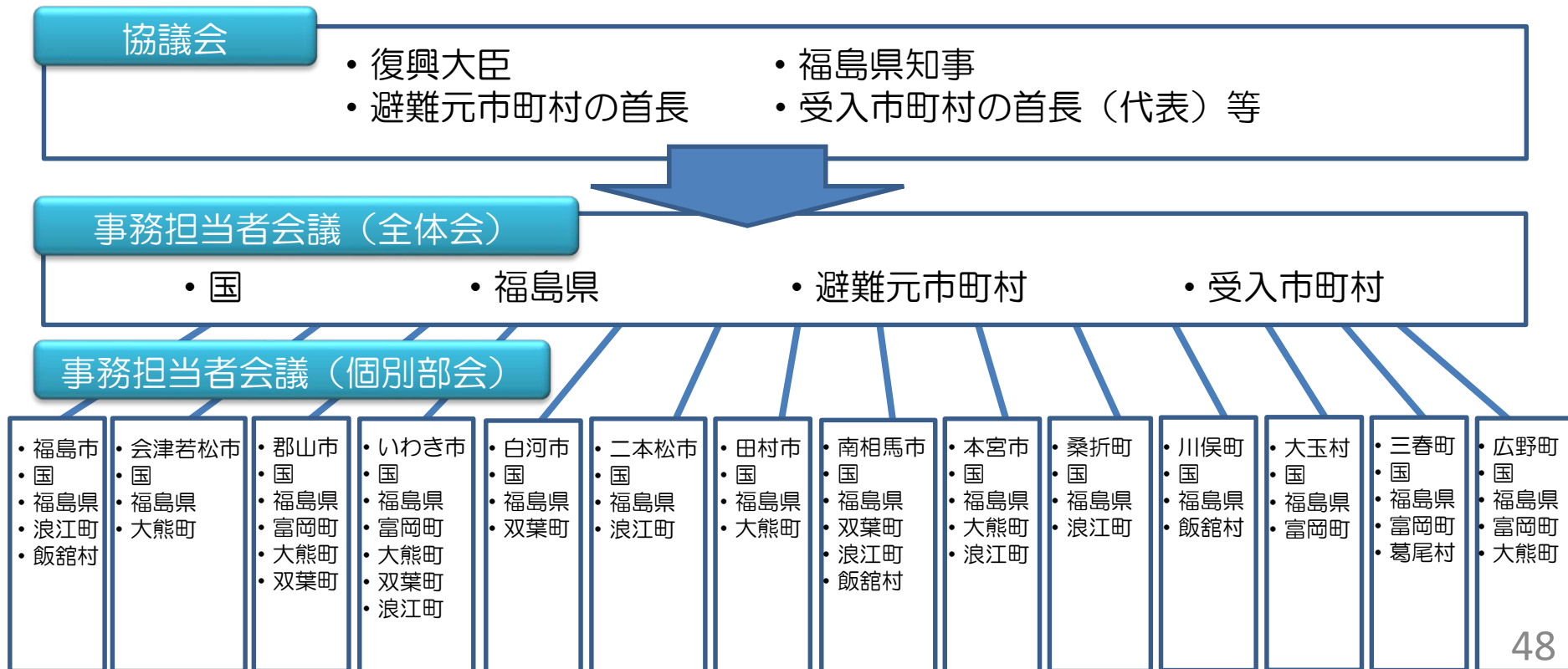
- 復興公営住宅の整備を中心に、受入市町村の基盤整備等を推進
- コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施

ソフト施策の実施
上記と一体でコミュニティ維持や健康管理などの
ソフト施策を実施

2-6-2 個別課題への対応①（長期避難者への生活支援②）

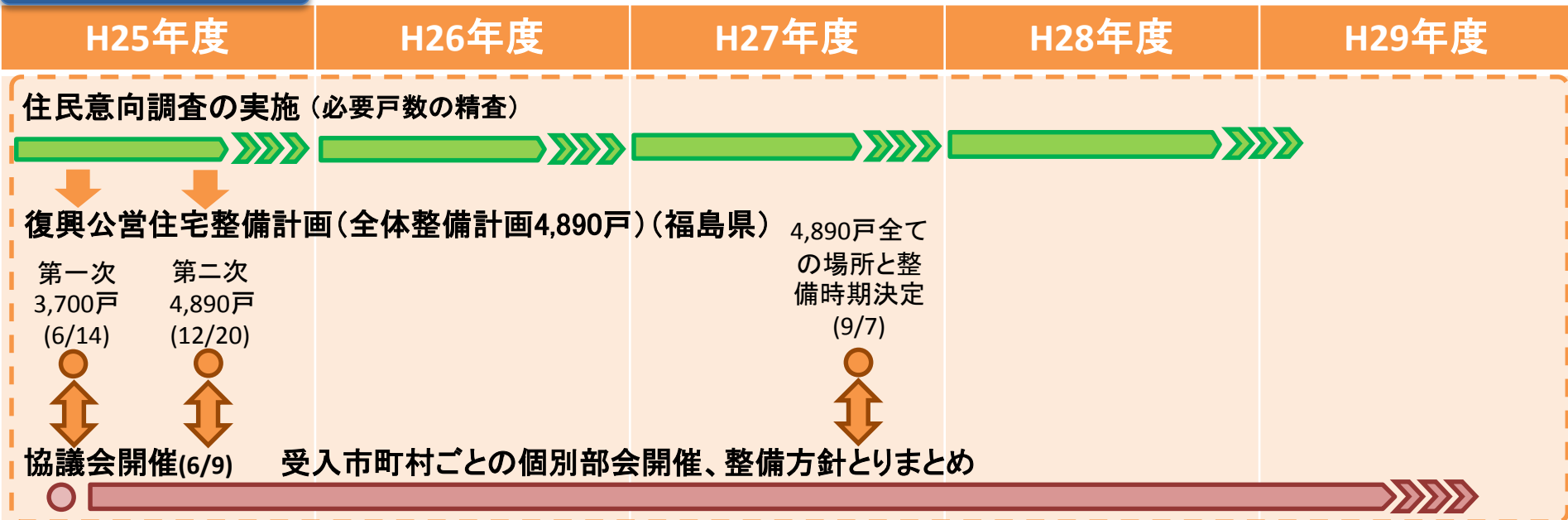
長期避難者の生活拠点の検討のための協議会

- ◆ 設置趣旨 避難期間が長期に及び避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（避難元市町村）及び避難元市町村からの避難者を受け入れている市町村（受入市町村）からなる協議会を設置する。
- ◆ 協議事項 長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整 他
- ◆ 構成

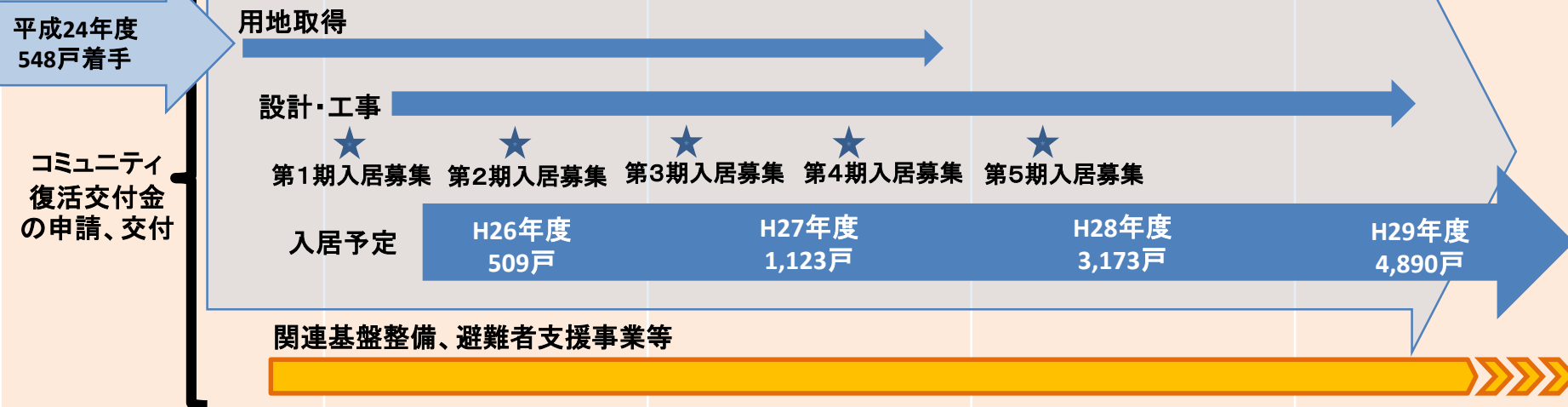


2-6-2 個別課題への対応①（長期避難者への生活支援③）

スケジュール



復興公営住宅の本格整備 ※ 用地確保等の状況によってスケジュールは変わりうる



2-6-2 個別課題への対応①（長期避難者への生活支援④）

復興公営住宅の本格整備

○コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））を活用して、復興公営住宅の整備を中心に、避難者受入れに伴う基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。

市町村別整備計画戸数

市町村	予定戸数	事業主体
福島市	475戸	福島県営・飯館村営
会津若松市	134戸	福島県営
郡山市	570戸	福島県営
いわき市	1,768戸	福島県営
二本松市	346戸	福島県営
南相馬市	927戸	福島県営
川俣町	120戸	福島県営・川俣町営※2
三春町	217戸	福島県営・葛尾村営
桑折町	64戸	桑折町営※1
大玉村	67戸	大玉村営※1
川内村	25戸	川内村営※2
田村市	18戸	福島県営
本宮市	61戸	本宮市営※1
白河市	40戸	福島県営
広野町	58戸	福島県営
合計	4,890戸	

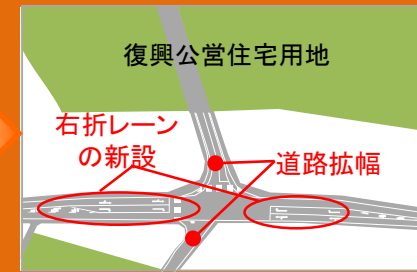
※1 避難元市町村との協定に基づくもの
※2 町村内の避難指示区域内からの避難者のための住宅

コミュニティ復活交付金による主な支援例 復興公営住宅の整備



基盤整備等の推進

道路の整備



ソフト施策等の推進

コミュニティ交流員の配置



○「子ども元気復活交付金」(注)の活用により、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備を図るため、子どもの運動機会の確保のための遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備を実施

○特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も実施

(注)平成25年度当初予算で創設。平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進【広野町】

広野町では、公園の遊具の更新(H26.9)を行い、子どもたちが安心して遊べる環境を整備することにより、子どもの肥満傾向の解消や運動能力の向上を図るとともに、子育て世帯の帰還を促進している。



更新した遊具で遊ぶ子どもたち

ハード・ソフト一体となった運動機会の確保【本宮市】

本宮市では、運動施設のリニューアル(H25.7)や屋外の遊び場の整備(H26.12)を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っている。



にぎわう屋外遊び場 ウィリアム王子訪問(27年2月) プレイリーダーの養成

■ これまでの採択実績

計11回の配分により以下の事業を採択

- 遊具の更新631箇所
- 運動施設の整備52施設(屋内施設23施設、屋外施設29施設)
- 運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
- 子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

■ 参考ホームページ

子ども元気復活交付金の概要や整備事例の詳細については復興庁ホームページを参照

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html>

2-6-2 個別課題への対応③

(避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表) [平成28年3月取りまとめ、平成28年7月29日公表]

- 福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表については、「福島復興再生基本方針」(平成24年7月13日閣議決定)を踏まえ、復旧・整備の見通しを「見える化」し関係者と共有することを目的に平成24年度から市町村等が作成。今回、大熊町、双葉町が新たに作成。
- 平成26年度までに、帰還困難区域等を除き、道路の通行が可能となっているところ、平成27年度は、葛尾村の上水道の復旧が完了、富岡町や浪江町の上・下水道で完了工区が拡大し、大柿ダム(浪江町)の堤体復旧工事が完了するなど、復旧は着実に進捗。
- 道路、上・下水道など基礎的なインフラの復旧については、帰還困難区域や津波被災区域を除き、平成28年度末までに概ね復旧する見通し。

主な公共インフラ復旧の状況

◎: 概ね復旧完了、使用再開

○: 復旧中

—: 該当なし、工程表に記載なし

区分	田村市	南相馬市	川俣町	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	浪江町	葛尾村	飯館村	大熊町	双葉町
道路	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○
	◎常磐自動車道(H27.3~全線通行可)			◎一般国道6号線		○県管理道路						
上水道	—	◎	—	◎	◎	○	—	○	◎	◎	○	○
下水道	—	◎	—	◎	◎	○	◎	○	—	◎	○	○
医療福祉施設	—	○ 小高福祉センター再開	◎ 山木屋診療所の改修完了	—	○	○	◎ 複合施設の修繕完了	○	◎ 診療所等の修繕完了	—	—	—
文教施設	◎	○	○	◎	○	○	—	○	○	○	—	—
役場・公共施設	—	◎	○ 新庁舎の建設に着手	—	○ 庁舎の復旧完了	○ 庁舎の復旧に着手	○ 室内型温水プールが完成	○	○	—	○	○
観光施設	◎	—	—	—	○ サイクリングターミナルしおかぜ荘の改修完了	—	○	—	○	—	—	—
廃棄物等	○ 双葉地方広域市町村圏組合の施設(8市町村) 北部衛生センター(浪江町)の復旧が、平成27年度に完了。 南部衛生センター(楡葉町)の応急改修工事が、平成27年度に完了。											
鉄道	○ JR常磐線 原ノ町~小高間が、7月に運転再開。平成28年3月に、全線開通の見通し等が公表。											
農業水利	◎ 大柿ダム(浪江町)の堤体の復旧工事が完了し、平成28年1月から試験湛水を開始。 ○ 南相馬市の農業用排水機場1箇所(小浜)の復旧工事が完了。											

(注1) 上表は、市町村等が平成28年3月時点で取りまとめた工程表の概要であるが、その後の進捗を書き加えている場合がある。

(注2) 上表は、帰還困難区域、津波被災区域を含んでいる場合がある。

2-6-2 個別課題への対応④ (風評対策の主な取組状況と今後の取組の方向性)

○震災から4年が経過した今も、消費者の福島県産品の買い控えは17.4%、また、観光も東北3県で震災前の86.0%に止まる等、未だに根強く残る風評被害の現状に鑑み、本年6月4日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、昨年度における取組状況の進捗管理とともに、課題を洗い出し、風評対策の強化について検討。

○今回のタスクフォースの中で、①汚染水対策の徹底、②放射線リスクに関する正確な情報等の国内外への浸透、③教育旅行などの誘客強化等を指示するとともに、風評対策強化指針に基づき、関係省庁一体となった対策を引き続き行っていくことを確認。

強化指針1. 風評の源を取り除く

- (1) 世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保
- ▶ 福島県産米を全袋検査 → 26年産米の100.0%が基準値以内。
(27年5月20日現在)
 - ▶ 水産物の放射性物質調査 → 福島県海産物100%が基準値以内。
- (2) 環境中の放射線量の把握と公表 (27年4月期)
- ▶ 引き続きリアルタイムでHPで情報発信。

今後の方向性

放射線モニタリング、海洋モニタリング等の継続や放射性物質検査の徹底により、基準値を超えたものを市場に流通させない体制の継続。

強化指針2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

- 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション及び情報提供の推進
- ▶ 発災後4年間で400回以上の意見交換会を全国で開催。
 - ▶ 「食品と放射能Q&A」を改訂し全国約14万部配布。HPでも公開。
 - ▶ 「放射線リスクに関する基礎的情報」を約2万2千部配布。HPでも公開。

今後の方向性

- ① 「県政だより」等の自治体広報を活用し、全国的に放射線リスクに関する正確な情報発信を行うことの積極的検討。
- ② 広報資料等の配布先の更なる拡大。
- ③ 放射性物質検査結果等の国内外への情報提供の継続。

強化指針3. 風評被害を受けた産業を支援する

- (1) 「食べて応援しよう！」の実施・拡大、被災地産品の販路拡大等
- ▶ 民間企業の社内マルシェ等の「食べて応援しよう！」取組件数は累計1,106件。
 - ▶ 福島県関連の社内マルシェの実施回数は倍増(25年度:43件、26年度:91件)。
 - ▶ 流通事業者に対し、被災地産品の消費拡大に向けて、福島県・JA等が個別に商談できるよう働きかけ。
 - ▶ テレビCM等メディアを活用した広報等による戦略的PRを実施。
- (2) 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた粘り強い働きかけの継続
- ▶ 平成26年6月以降、シンガポール、サウジアラビア、タイ、バーレーン、米国等で規制緩和が進展。現在、豪州をはじめ13か国が規制を完全撤廃している。
- (3) 福島県への修学旅行等(震災前:約70万人泊→25年:約32万人泊)の回復に向けた対策の強化
- ▶ 「原子力災害からの福島復興交付金(26年度補正)」に基づき、福島県において、バス代を補助する教育旅行復興事業を創設(27年4月)。

今後の方向性

- ① 教育旅行等における教員や保護者向けのプロモーションの強化。
- ② 流通業界への働きかけによる被災地産品の棚の回復や棚場における消費者への直接的な販売促進活動の展開。
- ③ 国内外への魅力の発信と輸入規制等の解消に向けた諸外国への説明・働きかけの徹底。

2-6-2 個別課題への対応⑤（除染の取組）

平成24年1月1日に全面施行した放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針にのっとり、環境省を中心に除染を推進。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施。除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分する。

除染特別地域（国直轄地域）

- 国が直接除染を行う地域。警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村（※）を指定。
- 各市町村の意向を踏まえつつ、それぞれの特別地域内除染実施計画を策定し、それに沿って取り組む。

※檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域。田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

汚染状況重点調査地域（市町村除染地域）

- 市町村が中心となって除染を行う地域。平均的な放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む8県（※）99市町村を汚染状況重点調査地域として指定。
- 各市町村が行った調査測定の結果などを踏まえて策定した除染実施計画に基づき除染を推進。
- 国は、財政的措置や技術的措置を講ずる。

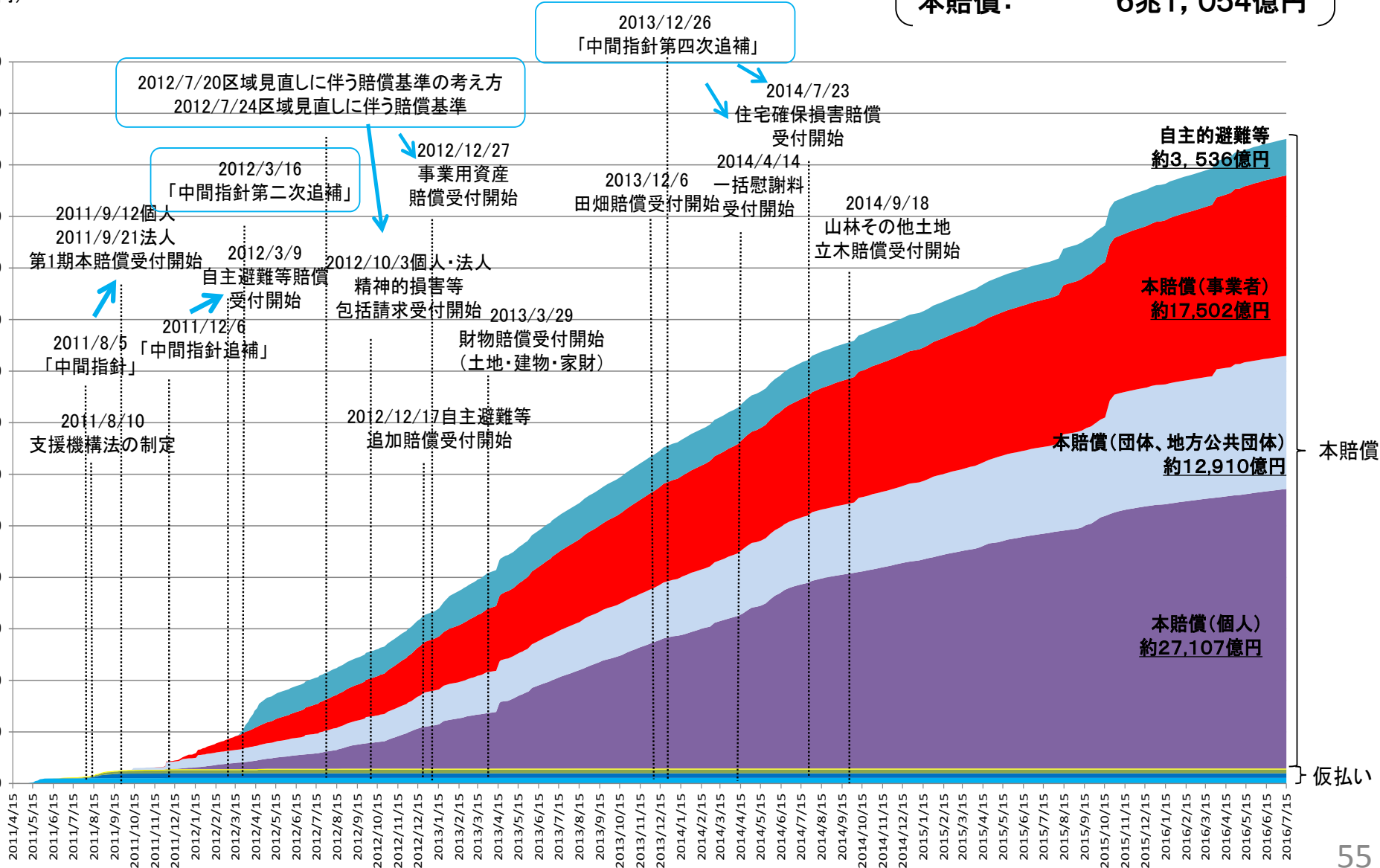
※岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

2-6-2 個別課題への対応⑥ (賠償①)

賠償総額: 約6兆2,586億円(2016年7月15日現在)

仮払い: 1,532億円
本賠償: 6兆1,054億円

(億円)



2-6-2 個別課題への対応⑥（賠償②）

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に則り、東京電力より財物賠償、精神的損害賠償等を実施している。また、平成25年12月にまとめられた中間指針第四次追補を元に、生活の再建を図るための住居確保に係る賠償（平成26年7月）、一括慰謝料の賠償（平成26年4月）を開始している。

（1）不動産（住宅・宅地）に対する賠償（財物賠償）

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

（2）住宅確保に係る損害賠償

帰還にともなう住居の修繕・建替え費用等、移住に伴う新たな住居や土地取得の費用等について、事故前の財物価値を超えて負担した費用を賠償。（平成26年7月申請受付開始）

- ① 帰還に伴う住居の修繕・建替え、移住に伴う新たな取得費用は、元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償。（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償。）
- ② 移住に伴う宅地の賠償は、従来のお住まいが帰還困難区域等の場合は、新たに取得した土地の価格と従前の土地の価格の差額を賠償。その他の区域にお住まいで移住される場合は75%を賠償。

※従前借家の方には、帰還、移住に応じた定額での賠償を行う。

（3）家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
- ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。

※事故発生時に所有していた仏壇を対象として、定額40万円または個別査定に基づいた時価相当額で賠償。（平成26年3月より申請受付開始）

（4）精神的損害賠償

- ① 帰還困難区域等については、事故後6年分まで支払済み。加えて移住を余儀なくされたことによる精神的損害（700万円）も支払済み。
- ② 居住制限区域、避難指示解除準備区域については、避難指示解除後、相当期間経過後まで一人当たり月10万円を支払う。また、改訂福島復興指針（平成27年6月）に基づき、早期に避難指示を解除した場合においても、避難指示解除の時期にかかわらず、事故から6年後に解除される場合と同等の金額の一括払いを決定。

（5）営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 営業損害として、逸失利益等の損害を賠償。
- ② 一定期間毎における実損害を賠償する方法と、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法から選択可能。
 - （ア）就労不能損害 : 事故後3年間（賠償は平成27年2月末まで）
 - （イ）農林業以外の業種 : 事故後4年間 + 年間逸失利益の2倍を追加
 - （ウ）農林業 : 事故後6年間（賠償は平成28年12月末まで）
- ③ 営業・就労再開等による収入は控除しない。（②（ア）給与所得には適用していない。）
- ④ 事業再開費用等を賠償。（帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用を賠償。）

3-1 平成28年度以降の復旧・復興事業の基本的な考え方

1. 集中復興期間の実績と平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方

- これまで累次にわたり講じてきた加速化措置などの結果、特に地震・津波被災地を中心として、復興は着実に進展している。
- 復興は新たなステージを迎えている。
- 他方、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されるので、10年以内の復興完了は難しい状況にある。復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組む。

2. 平成28年度以降の復興期間

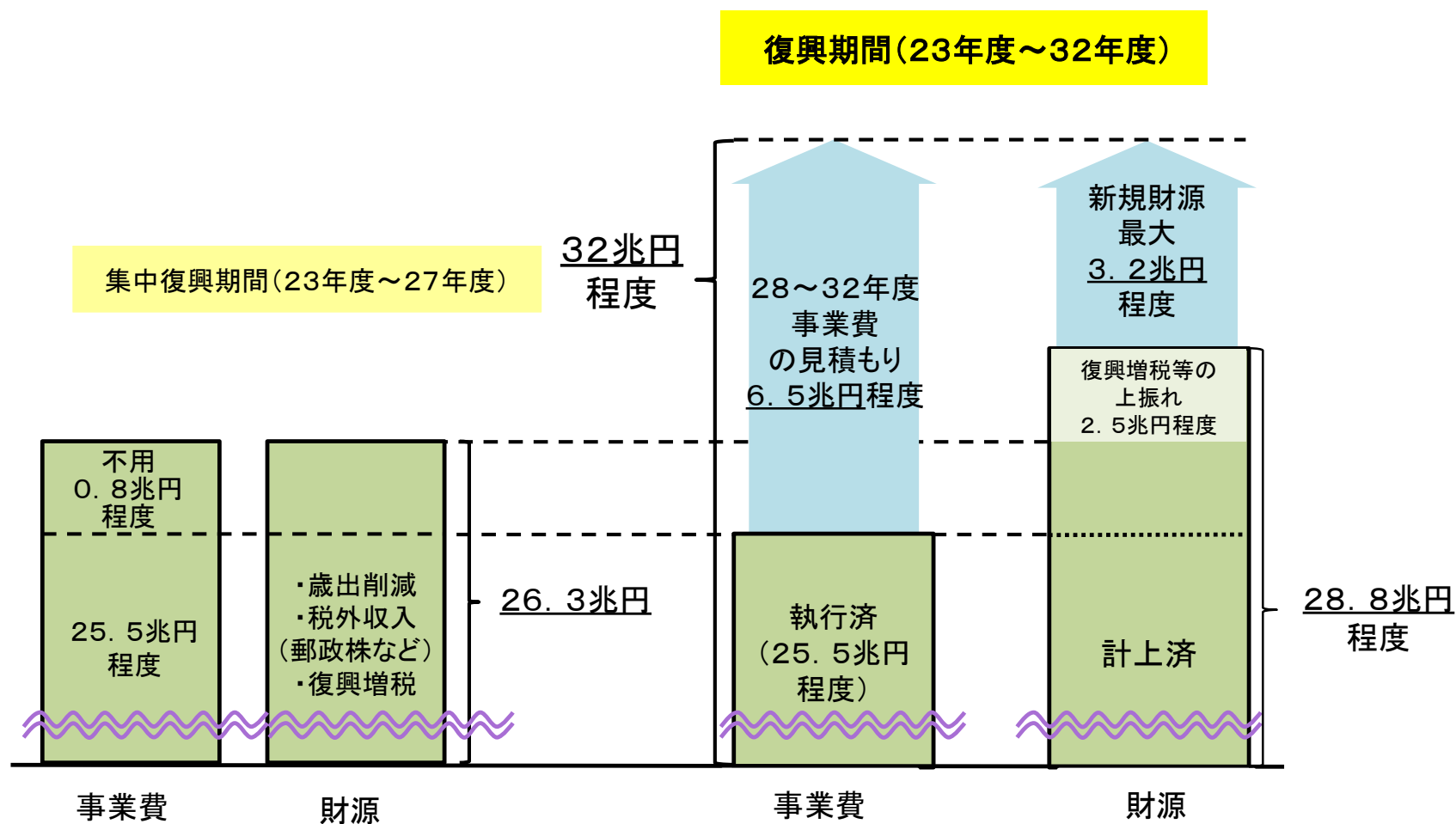
- 平成28年度以降の復興支援については、被災地の「自立」につながるものとし、地方創生のモデルとなることを目指すため、「復興・創生期間」とする。

3. 各分野における主な取り組み

- 復興の進捗に基づく課題に適切に対処する。

3-1 平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興財源フレーム (平成27年6月30日 閣議決定)

- 集中復興期間の復興事業費は25.5兆円程度の見込み(27年度は予算ベース)。
- 復興期間に見込まれる事業費(32兆円程度)の財源としては、これまでに計上した復興財源(28.8兆円程度の見込み)に加え、一般会計からの繰入れや税外収入により、新たに最大3.2兆円程度を確保。



3-1 平成28年度以降の復興事業の整理

復興特会で実施してきた事業を以下の通り整理。

- ① 復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する事業の地方負担はゼロ。
- ② 地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題へ対応する事業は、一般会計へ移行。
- ③ 復興事業のうち、全国共通の課題への対応との性質を併せ持つ事業は、自治体負担を導入。

特別会計に残す事業		一般会計へ移す事業
全額国費	自治体負担あり (地方負担の5%(各事業費の1~3%))	自治体負担あり(通常事業と同一)
<p>【基幹的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者支援 ⇒災害救助、心のケア、コミュニティ再建 ○災害復旧 ⇒災害廃棄物処理、インフラ復旧 生産設備復旧 ○復興交付金【基幹事業】 ⇒高台移転など <p>【原発事故由来の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質汚染廃棄物処理 ○除染、放射線測定 ○福島再生加速化交付金 ○12市町村内事業 ⇒市町村事業+県事業 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直轄事業 ⇒三陸沿岸道路、相馬福島道路 ○農山漁村地域整備交付金 ⇒市町村防潮堤 ○任期付職員・応援職員経費 	<ul style="list-style-type: none"> ○直轄事業(全額国費対応分を除く) ⇒道路、港湾など ○復興交付金【効果促進事業】 ○社総交〔復興枠〕(道路事業) など <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ※岩手県・宮城県 ・東北自動車道以東の事業 ※福島県 ・東北自動車道以東の事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 及び避難解除等区域の12市町村 関連事業(防災・減災事業を除く) ※青森県、茨城県、千葉県 ・太平洋沿岸の地方公共団体(太 平洋沿岸から15km以内の事業を 含む)で実施する事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 関連事業(防災・減災事業を除く) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○社総交〔復興枠〕(道路事業) <p>左記以外の事業</p>

3-1 平成27年度東日本大震災復興特別会計予算のポイント

平成27年度復興特会予算額：3.9兆円

平成26年度補正予算とあわせて被災地の復旧・復興の加速化を推進(復興事業ベースであわせて4.2兆円)

◎住宅再建・復興まちづくりについては、復興の進展を踏まえて、必要な予算を確保

- ・東日本大震災復興交付金(3,173億円)
- ・災害復旧事業(5,794億円)
- ・復興道路・復興支援道路の整備等(1,975億円)
- ・社会資本整備総合交付金(復興)(1,171億円) 等

◎原子力災害からの復興・再生については、早期帰還支援や新生活支援など、福島を再生を加速

- ・福島再生加速化交付金(1,056億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(68億円)
- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染(4,174億円)
- ・中間貯蔵施設の整備等(758億円) 等

◎産業・生業(なりわい)の再生については、創造的な産業復興を加速するための取組を強化

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(400億円)
- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(360億円)
- ・復興水産加工業販路回復促進事業(10億円) 等

◎被災者支援(健康・生活支援)については、避難の長期化や災害公営住宅への移転の進捗に対応するため、健康・生活支援を強化

- ・災害救助法による災害救助等(406億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(190億円)
- ・被災者の心のケア支援事業(16億円)
- ・被災者健康・生活支援総合交付金(59億円) 等

◎「新しい東北」の創造と経済再生の好循環を目指して、先進的な取組の加速と被災地における横展開を推進

- ・「新しい東北」先導モデル事業(8億円)
- ・「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業(6億円) 等

※ 引き続き、被災地の復旧・復興に直接資するものとなるよう、用途の厳格化に留意

3-1 平成28年度復興庁予算のポイント

平成28年度予算額(復興庁所管): **2兆4,055億円** [前年度予算額: 2兆4,364億円]
 (平成27年度補正予算額(復興庁所管): 1,016億円)

復興のステージの進展に応じて生じる課題に的確に対応しつつ、
 「復興・創生期間」における被災地の復興に必要な取組を強力に推進。

被災者支援: 長期避難者の心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に伴って生じる課題に対応する取組を強化。

- ・ 災害救助法による災害救助等(334億円)
- ・ 被災者生活再建支援金補助金(189億円)
- ・ 被災者支援総合交付金(220億円)
- ・ 被災者の心のケア支援事業(14億円) 等

原子力災害からの復興・再生: 帰還促進や12市町村の生活の再構築等に向けた取組を強化するなど、福島復興・再生を加速。

- ・ 福島再生加速化交付金(1,012億円)
- ・ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業(76億円)
- ・ [再掲] 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・ [再掲] イノベーション・コースト構想関連事業
- ・ [再掲] 原子力災害による被災事業者の自立支援事業
- ・ [再掲] 原子力災害対応雇用支援事業
- ・ 放射性物質により汚染された土壌等の除染(5,249億円(補正と合わせて6,032億円))
- ・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等(2,140億円)
- ・ 中間貯蔵施設の整備等(1,346億円) 等

住宅再建・復興まちづくり: 最盛期を迎えた住宅再建・復興まちづくりを着実に推進。

- ・ 復興道路・復興支援道路の整備等(2,376億円)
- ・ 東日本大震災復興交付金(1,477億円)
- ・ 社会資本整備総合交付金[復興](1,054億円)
- ・ 災害復旧事業(5,093億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生: 観光復興や販路回復に向けた取組の強化、企業立地による雇用創出・商業回復へ対応。

- ・ 復興水産加工業等販路回復促進事業(18億円(補正と合わせて20億円))
- ・ 観光復興関連事業(50億円(補正と合わせて52億円))
- ・ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(290億円)
- ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(320億円)
- ・ イノベーション・コースト構想関連事業(145億円)
- ・ 原子力災害による被災事業者の自立支援事業(13億円(補正と合わせて241億円))
- ・ 事業復興型雇用創出事業(41億円)
- ・ 原子力災害対応雇用支援事業(42億円) 等

「新しい東北」の創造: 多様な主体間の情報共有や全国的な情報発信を強化。

- ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業(10億円)

3-1 復興関係予算の執行状況

(23年度一般会計(繰越分) + 24年度復興特会(繰越分) + 25年度復興特会 + 26年度復興特会)

(単位: 億円)

区分	歳出 予算現額 (A)	支出済 歳出額 (B)	平成26年度 繰越額 (C)	不用額 (D)=(A-B-C)	執行率 (B)/(A)	執行見込率 (B+C)/(A)	不用率 (D)/(A)
被災者支援	21,540	18,130	96	3,314	84.2%	84.6%	15.4%
生活支援	12,507	10,096	96	2,315	80.7%	81.5%	18.5%
教育・医療・福祉	5,297	5,020	-	277	94.8%	94.8%	5.2%
救助活動	3,130	2,470	-	660	78.9%	78.9%	21.1%
その他	605	543	-	61	89.8%	89.8%	10.2%
まちの復旧・復興	105,687	75,809	10,698	19,179	71.7%	81.9%	18.1%
災害廃棄物等処理	12,323	10,925	212	1,184	88.7%	90.4%	9.6%
公共事業(災害復旧)	32,445	16,306	4,610	11,528	50.3%	64.5%	35.5%
施設等の災害復旧等	12,012	7,557	411	4,042	62.9%	66.3%	33.7%
復興に向けた公共事業等	20,261	15,376	2,462	2,422	75.9%	88.0%	12.0%
東日本大震災復興交付金	28,645	25,642	3,001	1	89.5%	100.0%	0.0%
産業の振興・雇用の確保	41,906	38,582	583	2,739	92.1%	93.5%	6.5%
産業振興	35,582	32,447	583	2,551	91.2%	92.8%	7.2%
災害関連融資	16,227	15,940	-	287	98.2%	98.2%	1.8%
中小企業への支援・立地補助事業等	9,334	8,085	467	781	86.6%	91.6%	8.4%
農林水産業の復興支援	6,355	5,081	80	1,193	79.9%	81.2%	18.8%
研究開発・再生エネルギー等	3,664	3,340	35	288	91.2%	92.1%	7.9%
雇用の確保	5,431	5,302	-	128	97.6%	97.6%	2.4%
その他	892	832	-	59	93.3%	93.3%	6.7%
原子力災害からの復興・再生	36,952	27,534	3,582	5,835	74.5%	84.2%	15.8%
風評被害対策・食の安全確保等	3,986	3,465	-	521	86.9%	86.9%	13.1%
除染等	24,094	16,889	3,076	4,129	70.1%	82.9%	17.1%
研究開発拠点整備等	4,362	4,266	70	24	97.8%	99.4%	0.6%
ふるさとの復活	3,580	2,346	139	1,094	65.5%	69.4%	30.6%
その他	928	567	295	65	61.1%	93.0%	7.0%
東日本大震災復興推進調整費	250	48	-	201	19.3%	19.3%	80.7%
地方交付税交付金	39,889	38,000	-	1,888	95.3%	95.3%	4.7%
全国防災対策費	16,320	14,432	389	1,497	88.4%	90.8%	9.2%
その他	31,383	26,579	1	4,803	84.7%	84.7%	15.3%
合計	293,946	239,132	15,352	39,461	81.4%	86.6%	13.4%

※1 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

※2 計数については、平成23年度一般会計予算分(予備費・1次~3次補正)、平成24~26年度復興特会予算分の合計である。

※3 国有林野事業特会及び社会資本整備事業特会が廃止されたことによる繰越分を含んでいる。

※4 観光復興予算は風評被害対策・食の安全確保等の内数。

3-1 復興関連予算

区分	平成27年度		平成28年度
	当初予算額(億円)	補正予算額(億円)	当初予算額(億円)
被災者支援	1,288	-	1,114
生活支援	598	-	524
教育・医療・福祉	649	-	556
救助活動	11	-	11
その他	30	-	23
住宅再建・復興まちづくり	13,487	-	11,318
災害廃棄物等処理	105	-	248
公共事業(災害復旧)	5,094	-	4,525
施設等の災害復旧等	700	-	568
復興に向けた公共事業等	4,416	-	4,500
東日本大震災復興交付金	3,173	-	1,477
産業・生業(なりわい)の再生	1,679	233	1,374
産業振興	1,440	233	1,283
災害関連融資	307	-	243
中小企業への支援・立地補助事業等	823	-	663
農林水産業の復興支援	203	2	142
観光復興	5	3	50
イノベーション・コースト構想関連	-	-	145
被災事業者支援	-	228	13
研究開発・再生エネルギー等	103	-	27
雇用の確保	231	-	83
その他	9	-	8
原子力災害からの復興・再生	7,801	783	10,167
風評被害対策・食の安全確保等	136	-	128
除染等	6,439	783	8,855
研究開発拠点整備等	42	-	11
ふるさとの復活	1,124	-	1,087
その他	61	-	85
東日本大震災復興推進調整費	30	-	15
「新しい東北」先導モデル事業等	14	-	10
地方交付税交付金	5,898	-	3,478
全国防災対策費	2,007	3	2
その他	6,882	7,909	4,992
合計	39,087	8,928	32,469

3-2 福島復興に向けた予算等① (概要)

25年度予算	25年度補正予算	26年度予算
<p>(1) インフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎東日本大震災復興交付金 5,918億円 ◎災害復旧事業 6,611億円 ◎復興関係公共事業 2,868億円 	<p>(1) インフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎東日本大震災復興交付金 611億円 ◎災害復旧事業 650億円 ◎復興関係公共事業 346億円 	<p>(1) インフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎東日本大震災復興交付金 3,638億円 ◎災害復旧事業 5,855億円 ◎復興関係公共事業 3,561億円
<p>(2) 産業振興・雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 280億円 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 1,100億円 ◎農林水産業への支援 319億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 24億円 ○再生可能エネルギー導入支援等 (浮体式洋上風力発電の実証研究等) 103億円 ○福島発農産物等風評被害対策 3億円 ○福島県における観光関連復興支援 4億円 	<p>(2) 産業振興・雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 330億円 ◎グループ補助金 204億円 ◎中小企業・小規模事業者の資金繰支援事業 325億円 ◎水産業共同利用施設等の整備 22億円 ◎事業復興型雇用創出事業の基金積増し・実施期間延長 448億円 ○浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業 280億円 ○福島発農産物等戦略的情報発信事業 16億円 	<p>(2) 産業振興・雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 300億円 ◎グループ補助金 221億円 ◎災害関連融資 221億円 ◎東日本大震災農業生産対策交付金 75億円 ◎復興特区支援利子補給金 13億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 19億円 ○再生可能エネルギー導入支援 (福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業等) 17億円 ○再生可能エネルギー関係研究開発等 29億円 ◎農産物等消費応援事業 1億円 ○福島県における観光関連復興支援 4億円
<p>(3) 除染・健康管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎放射性物質により汚染された土壤の除染 4,978億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 146億円 <p>(4) 新たな課題への対応 【福島ふるさと復活プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○帰還加速・区域の荒廃抑制 48億円 ○長期避難者支援 503億円 ○定住にむけた環境整備 100億円 	<p>(3) 除染・健康管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎放射性物質により汚染された土壤等の除染 804億円 <p>(4) 新たな課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島再生加速化交付金 512億円 <p>「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する、より使い勝手の良い新たな交付金を新設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活環境向上対策 ○健康管理・健康不安対策 ○生活拠点整備 ○社会福祉施設整備 ○農林水産業支援 ○商工業支援 	<p>(3) 除染・健康管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎放射性物質により汚染された土壤等の除染 2,582億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業 1,330億円 ○中間貯蔵施設の整備 1,012億円 <p>(4) 新たな課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島再生加速化交付金 1,088億円 <p>「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する、より使い勝手の良い新たな交付金による取組を強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活環境向上対策 ○健康管理・健康不安対策 ○生活拠点整備 ○社会福祉施設整備 ○農林水産業支援 ○商工業支援

(注)◎についての事業費は被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等② (概要)

26年度補正予算	27年度予算
(1) 福島復興・再生の加速 ○中間貯蔵施設等に係る交付金 1,500億円 ○原子力災害からの福島復興交付金 1,000億円	(1) 福島復興・再生の加速 ○福島再生加速化交付金 1,056億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 68億円 等
(2) 地域再生（まちの復旧・復興、被災者支援） ◎公立学校施設災害復旧費 74億円 ○廃棄物処理施設災害復旧事業費補助 18億円 等	(2) 地域再生（まちの復旧・復興、被災者支援） ◎災害復旧事業 5,794億円 ◎東日本大震災復興交付金 3,173億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 190億円 等
	(3) 安全・安心な生活環境の実現 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 4,174億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等金 1,387億円 ○原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金 9億円 ◎地方消費者行政推進事業 5億円 等
	(4) 地域経済の再生等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 400億円 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 360億円 ◎事業復興型雇用創出事業 122億円 ◎震災等対応雇用支援事業 107億円 ○再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援事業 37億円 ○福島医療・福祉機器等開発・事業化支援事業 18億円 ○福島発農産物等戦略的情報発信事業 16億円 ○福島再生可能エネルギー研究開発拠点機能強化事業 11億円 ○福島県再生可能エネルギー次世代技術開発事業 8億円 ○福島県における観光関連復興支援事業 4億円 ○革新的エネルギー研究開発拠点形成 4億円 ◎農産物等消費応援事業 1億円 等

(注)◎についての事業費は被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等③ (概要)

27年度補正予算	28年度予算
<p>1. 安心・安全な生活環境の実現</p> <p>◎放射性物質により汚染された土壌等の除染を加速 783億円 除染特別地域内の関東・東北豪雨の被災箇所への対応 (66億円) 地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置 (717億円)</p>	<p>(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等</p> <p>○福島再生加速化交付金 1,012億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 76億円</p>
	<p>(2) 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり）</p> <p>◎災害復旧事業 5,093億円 ◎東日本大震災復興交付金 1,477億円 ◎被災者支援総合交付金 220億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 189億円 等</p>
	<p>(3) 安全・安心な生活環境の実現等</p> <p>◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 5,249億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 2,140億円 ○中間貯蔵施設の整備等 1,346億円 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 14億円 ○福島県双葉郡中高一貫校設置事業 26億円 等</p>
<p>2. 地域経済の再生</p> <p>◎原子力災害による被災事業者の自立支援事業 228億円</p> <p>○東北の観光復興に関する取組の強化 東北観光復興対策調査 1億円 「新しい東北」交流拡大モデル事業 1.8億円</p> <p>○被災地の水産加工品販路開拓に関する取組の強化 新しい東北」輸出拡大モデル事業 1.8億円</p>	<p>(4) 地域経済の再生、「12市町村の将来像」関連等</p> <p>◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 290億円 ◎観光復興関連事業 50億円 ◎事業復興型雇用支援事業 41億円 ◎復興特区支援利子補給金 19億円 ○自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 320億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 42億円 ○原子力災害による被災事業者の自立支援事業 13億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 1億円 ○福島イノベーション・コースト構想実現可能性調査等補助事業 1億円 ○福島イノベーション・コースト構想関連設備等 144億円 ○福島発農産物等戦略的情報発信事業 16億円 等</p>

(注)◎についての事業費は被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等④ (平成28年度予算のポイント)

○平成28年度は「復興・創生期間」の初年度となる重要な年。福島復興加速化に向けて、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」の考えに沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を最大限に踏まえながら予算を決定。

1. 長期避難者の支援、早期帰還の支援等【1,087億円(1,124億円)】

○福島再生加速化交付金【1,012億円(1,056億円)】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する本交付金により、福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活拠点整備等を支援。

・帰還環境整備

避難指示を受けた地域等において、地域が自主的・主体的に実施する事業を支援することにより、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生加速化を図る。

・長期避難者生活拠点形成

長期避難者を受け入れている市町村において、災害公営住宅を中心に、受入自治体の基盤整備等の推進、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施。

・福島定住等緊急支援

子どもの運動機会の確保のための施設整備等の早急な実施を支援し、子育て世帯が安心して定住できる環境整備を推進。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業【76億円(68億円)】

公共施設・公益的施設の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり)

【12,432億円の内数(14,775億円)】

- ・被災者支援総合交付金【220(59)】※
- ・被災者生活再建支援金補助金【189(190)】※
- ・東日本大震災復興交付金【1,477(3,173)】※
- ・災害復旧事業【5,093(5,794)】※ 等

3. 安全・安心な生活環境の実現等【9,061億円の内数(6,659億円)】

①除染・放射性物質汚染廃棄物処理等【8,855億円(6,439億円)】

- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染【5,249(4,174)】※
- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【2,140(1,387)】※
- ・中間貯蔵施設の整備等【1,346(758)】等

②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等【37億円(35億円)】

- ・放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費【14(16)】
- ・原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金【8(9)】
- ・地方消費者行政活性化事業【5(5)】※ 等

③その他【169億円(185億円)】

- ・福島県双葉郡中高一貫校設置事業【26(6)】
- ・旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【1.9(0.9)】 等

4. 地域経済の再生、「12市町村将来像」関連等

【1,374億円(①)、146億円(②)及び67億円(③)の内数】

①地域経済の再生等【1,374億円(1,679億円)の内数】

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【290(400)】※
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【320<新規>】※
- ・原子力災害による被災事業者の自立支援事業【13<新規>】
- ・事業復興型雇用支援事業【41<新規>】※
- ・原子力災害対応雇用支援事業【42<新規>】
- ・復興特区支援利子補給金【19(18)】※ 等

②イノベーション・コースト構想関連事業等【146億円<新規>】

- ・福島イノベーション・コースト構想実現可能性調査等補助事業【1<新規>】
- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業【143<新規>】
- ・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1<新規>】 等

③風評被害対策/観光関連【17億円(18億円)/50億円】

- ・福島発農産物等戦略的情報発信事業【16(16)】
- ・福島県等復興産学官連携支援事業【1<新規>】
- ・観光復興関連事業【50<5>】 等

(注)各項目の合計額は、復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の合計額。総額は、10,167億円(27年度予算:7,801億円)となる。
(備考)※の予算額は被災県等の合計であり、その一部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

3-3 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における 主な財政的支援

復旧事業

国庫補助	地方負担
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助率のかさ上げ (例)公共土木施設等・・・8～9割(阪神・淡路大震災時は8割) ➤ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定(プール方式:各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出) ➤ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助(阪神・淡路大震災では対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行)

復興事業

国庫補助	地方負担
<p>【復興交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興地域づくりに必要なハード事業(5省40事業)を一括化(地方負担分の5割を追加的に国庫補助) ➤ 基幹事業に関連し実施する用途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業ニーズに対応(補助率8割) <p>【福島の復興・再生に向けた交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援 ➤ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設 ➤ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行する等により対応)

その他

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置 ➤ 取崩し型復興基金の創設(23年度2次補正(特別交付税の増額))、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等(24年度補正(震災復興特別交付税の増額))
--

3-4 復興特区制度①（復興推進計画に基づく特例の概要）

○ 地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した計画に基づき、税制上の特例、金融上の特例、規制・手続の特例を講じることで、復興まちづくりや産業・なりわいの再生等を推進する重要な制度。

特例措置の概要

税制上の特例

事業者の税負担の軽減

- ・機械・建物等に係る特別償却又は税額控除
 - ・被災雇用者に対する給与等支給額10%の税額控除
 - ・新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)
 - ・研究開発税制(特別償却及び税額控除) 等
- ※指定件数:4,201(H28. 3末)

金融上の特例

事業者への低利融資

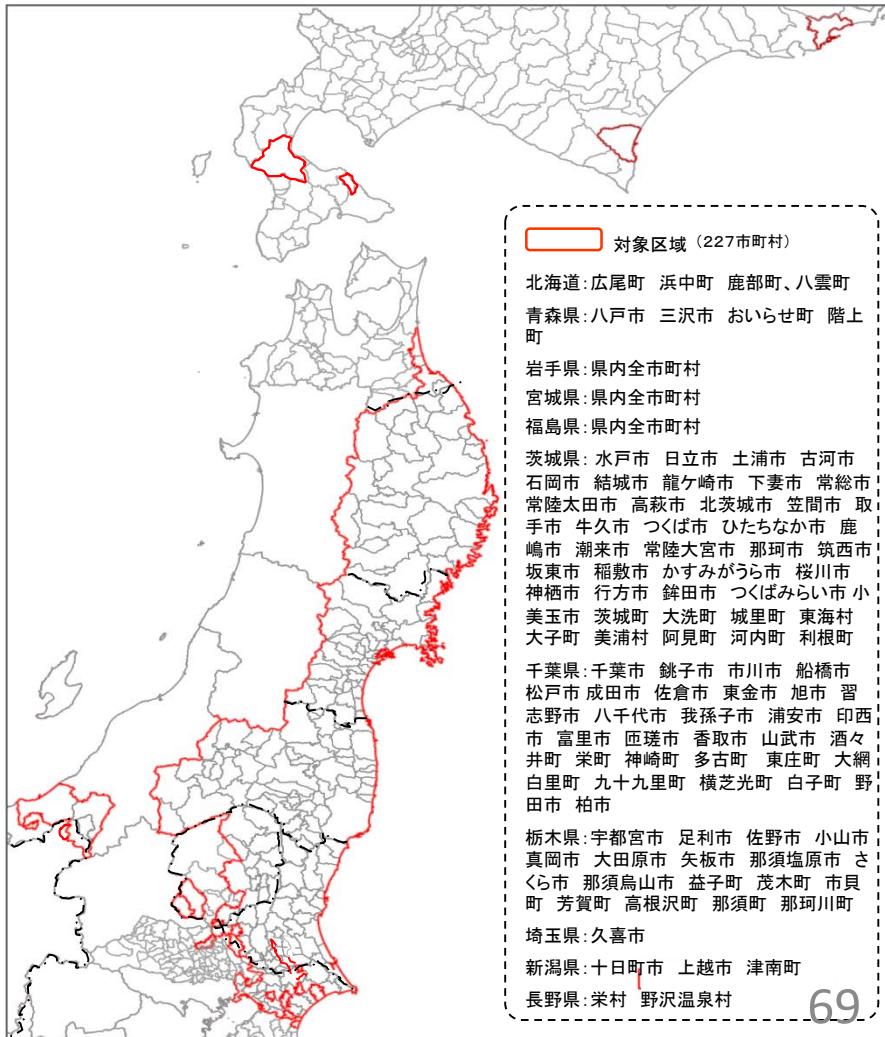
- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給(5年間 0.7%以内)
- ※利子補給対象事業者129(H28. 6末)

規制・手続等の特例

土地の有効活用等、事業活動への負担軽減

- ・公営住宅の入居資格要件の特例
- ・応急仮設店舗等の存続期間の特例
- ・工場立地の緑地規制の特例 等

対象区域



3-4 復興特区制度②（復興推進計画の認定状況）

- 規制・手続き等の特例に係る計画は40計画、税制上の特例に係る計画は25計画、金融上の特例に係る計画は129計画認定（※1）。
- 県別では、岩手県で24計画、宮城県で62計画、福島県で70計画等となっている（※2）。

平成28年6月末現在

	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	合計
規制・手続き等の特例	1	6	18	6	6	1	2	40
税制上の特例	1	4	16	3	1	0	0	25
金融上の特例	7	15	30	61	16	0	0	129
県合計	9 (8)	25 (24)	64 (62)	70	23 (22)	1	2	194 (189)

※1 一の復興推進計画に複数の特例が盛り込まれている場合には、該当する特例の数を計上した。

※2 県合計の下段の括弧内の数値は複数の特例に該当する重複を排除し、当該県内で認定された復興推進計画の数を表記したもの。

3-4 復興特区制度③（復興整備計画に基づく特例の概要）

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

事業に必要な許可の特例・手続のワンストップ処理

現状と課題

- ①事業実施のために必要な許可が得られない（市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等）
- ②事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）

計画に基づく事業の実施

- ◆市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要な複数の許可手続をワンストップで処理
- ◆都市計画や農用地利用計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理

新しいタイプの事業制度の創設

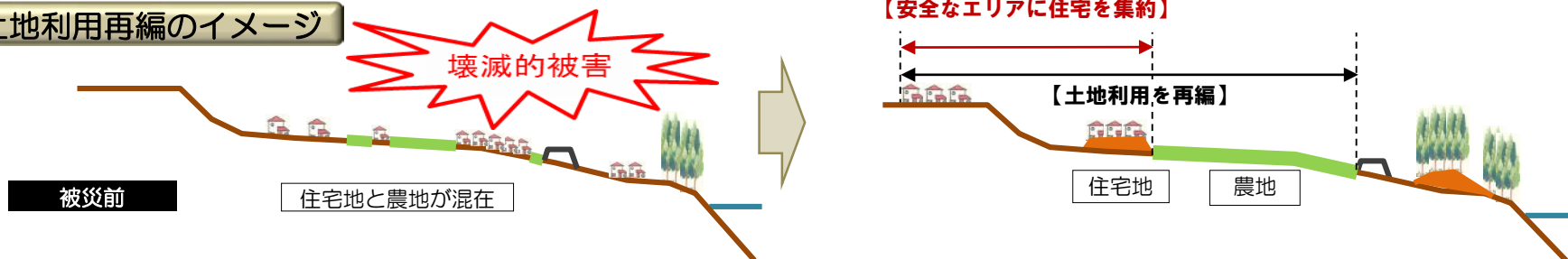
現状と課題

- ③住宅地と農地が混在するなど、被災地の実態に即した事業手法が必要

計画に基づく事業の実施

- ◆住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業
- ◆市街化調整区域内でも土地区画整理事業を実施可能に
- ◆防災集団移転促進事業で住宅団地を整備する場合、移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設等の用地取得及び造成についても支援対象に

土地利用再編のイメージ



3-4 復興特区制度④ (復興整備計画の活用状況)

(平成28年6月30日現在)

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計12市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、 陸前高田市、釜石市、山田町、 大槌町、岩泉町、田野畑村、 普代村、野田村、洋野町)	計187地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (宮古市等の計21地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計45地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計78地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計7地区) ・土地改良事業 (釜石市等の計3地区) ・その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (宮古市等の計68地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計59地区) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計4地区)
宮城	○計14市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、 気仙沼市、名取市、多賀城市、 岩沼市、東松島市、亶理町、 山元町、七ヶ浜町、利府町、 女川町、南三陸町)	計414地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (石巻市等の計29地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計192地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計68地区) ・土地改良事業 (南三陸町の計2地区) ・その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (仙台市等の計154地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (仙台市等の計206地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計155地区) ・自然公園法の建設許可等みなし (石巻市等の計36地区)
福島	○計11市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、 川俣町、広野町、檜葉町、富岡 町、川内村、大熊町、新地町、飯 舘村)	計205地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (いわき市等の計7地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計53地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計67地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計12地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (檜葉町の計1地区) ・その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (いわき市等の計78地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計97地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計20地区)

※ 1つの地区で複数の事業を実施している場合があるため、「事業施行地区」欄の地区数と「復興整備事業の内容」欄の地区数の合計とは、必ずしも一致しない。

3-5 復興交付金①

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業→右表参照）

効果促進事業等（関連事業）

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限）

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※

※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）

第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

文部科学省	
1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）
2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
5	医療施設耐震化事業
6	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）
9	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）
11	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
12	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）
13	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）
14	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
17	道路事業（市街地相互の接続道路等）
18	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
19	道路事業（道路の防災・震災対策等）
20	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
21	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	東日本大震災特別家賃低減事業
23	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
24	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）
25	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）
26	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
27	優良建築物等整備事業
28	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
29	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31	津波復興拠点整備事業
32	市街地再開発事業
33	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
34	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
35	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
36	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
37	下水道事業
38	都市公園事業
39	防災集団移転促進事業
環境省	
40	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3-5 復興交付金②

- 復興交付金は、被災地の要望を踏まえ、随時、制度の見直しを実施し、運用を柔軟化。
(申請書類の削減、交付決定前着手の創設、効果促進事業の一括配分の創設・使い勝手の向上 等)

効果促進事業の一括配分

- 第2回配分(24年5月25日)にあわせ、効果促進事業の一括配分を創設。
 - 復興まちづくりの根幹をなす事業(※)には、幅広い関連事業が存在。交付手続の簡素化及び機動的な事業の実施のため、効果促進事業の予算の一定割合(基幹事業の配分額の20%)を予め先渡し。
 - 県及び市町村は、使途内訳書の提出により、個別事業の交付申請・交付決定を経ず、迅速な事業実施が可能。
- (※)漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業

復興交付金の運用の柔軟化

- 第5回配分(25年3月8日)にあわせ、復興のステージの高まりに応じた復興交付金の運用の柔軟化を実施。
 - ① 基幹事業及び効果促進事業の採択対象の拡大(防災拠点施設や駅前駐輪場整備等)
 - ② 効果促進事業の使い勝手の向上(一括配分に関し、使途の限定を廃止)

復興交付金の活用促進の方針

- 第10回配分(26年11月25日)にあわせ、災害公営住宅への入居や高台団地の引き渡しの段階へ移行しつつある状況を踏まえ、復興交付金の活用により、今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組を弾力的に支援する方針を公表。
 - 1 住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる事業費の上限の引上げ(1億円⇒3億円)
 - 2 市町村による追悼・祈念施設整備への対応
 - 3 防集移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進

平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興事業について(27年6月24日復興推進会議決定)

- 一括配分について、一事業当たりの事業費の上限(3億円)を撤廃し、配分額の上限を引き上げる(250億円⇒500億円)。
- 効果促進事業により実施可能な事業メニューのパッケージ化と担当者の設置により、効果促進事業の活用を促進する。
⇒ 「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用への促進に向けたパッケージ」を公表。(27年6月26日公表、28年4月26日改訂)

自治体負担の導入(平成28年3月29日付け復興庁事務連絡)

- 28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業について、事業費の1%を自治体負担の対象とすることを決定・周知。

復興交付金(効果促進事業)の活用について

- 震災復興が新たなステージに入っている中で、新たに顕在化している地域の課題に対応すべく、①復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修、②被災地における観光振興、③離半島部等における暮らしの再建支援について、復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化(28年4月26日)。

3-5 復興交付金③

- 基幹事業は、復興地域づくりに必要となる事業を一括化して実施。これまで、住まいの確保に関する事業を中心に、道路事業、水産・漁港関連事業、下水道事業、農地整備事業等に多く配分。
- 効果促進事業は、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施するもの。復興地域づくりの構想から防集跡地の利活用まで、復興のステージに応じた多様なニーズに対応。

基幹事業の活用事例

※金額は事業費

住まいの確保

- ・災害公営住宅整備事業(58市町村、7,405億円)
- ・防災集団移転促進事業(28市町村、5,916億円)
- ・都市再生区画整理事業(22市町村、3,185億円)

生業の再建

- ・水産・漁港関連施設整備事業(36市町村、2,616億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業(35市町村、1,735億円)

都市機能の形成

- ・津波復興拠点整備事業(17市町、1,145億円)
- ・道路事業(50市町村、4,347億円)
- ・下水道事業(27市町村、1,840億円)
- ・都市公園事業(21市町村、580億円)
- ・市街地液状化対策事業(12市、785億円) 等

教育環境の整備等

- ・公立学校等の施設整備・環境改善事業(21市町村、95億円)
- ・その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施

効果促進事業の活用事例

復興・創生期間におけるまちづくりの構想

- ・維持管理費の推計と市内の公共施設の整備計画の作成 等

基幹事業の工事の加速

- ・基幹事業と他事業との調整のためのコンサルタントの活用 等

地域の実情に沿ったまちづくりの実施

- ・具体的な利用見込みのある土地の嵩上げ
- ・津波避難監視カメラ、防災備蓄倉庫 等

災害公営住宅における新たな生活の立ち上げ

- ・防集団地内のコミュニティ施設 等

移転先団地等における住宅の自力再建の支援

- ・住宅再建に係る相談会の開催 等

まちなりわい・にぎわいの再生

- ・一次産品の新商品開発、産業用地や観光交流施設の整備 等

防集移転元地の利活用

- ・土地利用計画の検討・作成
- ・防集移転元地における広場、道路等の整備

震災遺構の保存等への対応

(新市街地の造成(石巻市))



(災害公営住宅(相馬市))



(水産物加工処理施設 (宮古市))



(イチゴ団地(亶理町))



(防災公園(岩沼市))



3-5 復興交付金④

- 23年度第3次補正予算から28年度予算までで、**国費3兆3,295億円(事業費4兆1,381億円)**を計上。
- これまでに15回の配分を行い、**国費2兆8,896億円(事業費3兆6,033億円)**を配分。

予算額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
23年度第3次補正予算	15,612	19,307
24年度予算	2,868	3,584
25年度予算	5,918	7,397
25年度第1次補正予算	611	763
26年度予算	3,638	4,547
27年度予算	3,173	3,931
28年度予算	1,477	1,851
合計	33,295	41,381

(参考)県毎の配分額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
岩手県	7,391	9,164
宮城県	17,076	21,173
福島県	3,408	4,286
その他	1,020	1,410
合計	28,896	36,033

各回の配分額

(単位:億円)

	国費	事業費
第1回(24年3月2日)	2,510	3,055
第2回(24年5月25日)	2,612	3,165
第3回(24年8月24日)	1,435	1,806
第4回(24年11月30日)	7,148	8,803
第5回(25年3月8日)	1,997	2,538
第6回(25年6月25日)	527	632
第7回(25年11月29日)	1,832	2,338
第8回(26年3月7日)	2,142	2,616
第9回(26年6月24日)	542	702
第10回(26年11月25日)	3,365	4,242
第11回(27年2月27日)	1,538	2,037
第12回(27年6月25日)	544	735
第13回(27年12月1日)	1,345	1,667
第14回(28年2月29日)	1,187	1,487
第15回(28年6月24日)	172	210
合計	28,896	36,033

3-5 復興交付金⑤

- 復興交付金により整備したインフラは、地域の財産として、被災地方公共団体が維持・管理。
- 住民意向の変化や人口減少等を踏まえ、適時適切な事業内容となるよう、復興庁も助言し、被災地方公共団体において事業計画の見直しを実施。

- 高台移転等により新たな住宅団地を整備する場合には、住民意向の変化を踏まえ、事業規模の縮小にも対応。
※ 高台移転の計画戸数は約2万8千戸(24年12月末時点)から約1万9千戸(28年3月末時点)に縮小。

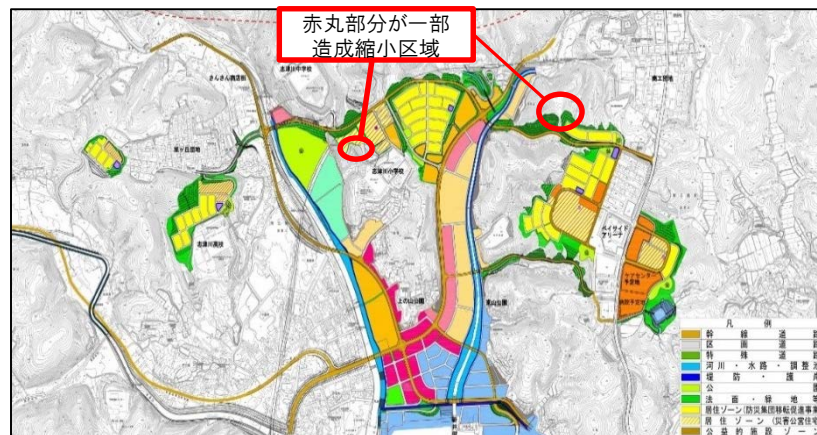
陸前高田市(中心部)

- 陸前高田市では、津波で被災した中心市街地で、高台移転や盛土造成による新たな市街地を整備。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し
(高台住宅地造成戸数:1,047戸(見直し前)⇒984戸(26年3月時点)⇒659戸(28年3月時点))。



南三陸町(志津川地区)

- 南三陸町では、津波で被災した志津川地区で、高台移転による新たな市街地を整備し、住宅や公共・公益施設を配置。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し。
(高台住宅地造成戸数:1,182戸(見直し前)⇒943戸(26年3月時点)⇒827戸(28年3月時点))



- 施設整備の場合も、必要性、市町村の人口動態や施設の利用者数、維持管理費等を考慮し、適切な規模を検討。

○ 女川町

・地域交流センターについて、旧公民館の面積を参考に、人口減少を加味し、旧公民館の約73%の規模(1,103m²)で整備。

○ 岩沼市

・防集移転団地のコミュニティセンターについて、利用人数等を勘案し、被災した集会所の総計面積の約74%の規模(850m²)で整備。

主な市町村における復興交付金の活用事例(1)

①岩手県

陸前高田市(配分額:事業費2,048億円)

- 土地区画整理事業(2地区:590億円)
- 防災集団移転促進事業(366億円)
- 災害公営住宅の整備(268億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(21事業、144億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、155億円)
- 水産加工団地等における民間の水産加工場の整備等(56億円)
- 圃場整備事業(2地区、40億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 土砂仮置き場整備事業(9億円)
- 災害公営住宅の下層階への生活利便施設の整備(2億円)
- 自治会館の整備(1億円)等

釜石市(配分額:事業費1,702億円)

- 災害公営住宅の整備(440億円)
- 土地区画整理事業(4地区、248億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、153億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(15事業、117億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(71億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興拠点における駐車場の整備(6億円)
- 仮設警察署・免許センターの駐車場の整備(2億円)
- 障がい者就労支援施設用地整備(0.7億円)
- 鶴住居地区の復興広場整備(17億円)
- 市営墓地の整備(0.2億円)等

山田町(配分額:事業費1,350億円)

- 防災集団移転促進事業(350億円)
- 災害公営住宅の整備(222億円)
- 土地区画整理事業(5地区、150億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(20事業、147億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(2地区、100億円)
- 津波復興拠点整備事業(88億円)
- 民間の水産加工場の整備(34億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産加工施設再建に伴う設備導入支援(4億円)
- ボランティア等向けの簡易宿泊施設(トレーラーハウス)整備(0.3億円)
- 流出した砂浜再生に向けた調査(0.1億円)等

大槌町(配分額:事業費1,342億円)

- 防災集団移転促進事業(325億円)
- 災害公営住宅の整備(254億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(78億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、64億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 町所有のさけますふ化場等の整備(7億円)
- 災害公営住宅のピロティ部分を駐車場等に整備(0.5億円)
- 中学校仮設運動場の整備(0.2億円)
- 震災遺構の保存調査(9百万円)等

宮古市(配分額:事業費1,045億円)

- 災害公営住宅の整備(218億円)
- 防災集団移転促進事業(170億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(16事業、166億円)
- 土地区画整理事業(2地区、107億円)
- 民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(109億円)
- 浸水対策事業(排水ポンプ場の整備)(46億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(10地区、38億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、28億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波遺構保存整備事業(たろう観光ホテル保存)(2億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(2億円)
- キャンプ場の復旧整備(5百万円)等

大船渡市(配分額:事業費996億円)

- 災害公営住宅の整備(224億円)
- 防災集団移転促進事業(175億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(31事業、164億円)
- 民間の水産加工場整備、製氷施設整備、船揚場の嵩上げ等(99億円)
- 土地区画整理事業(88億円)
- 津波復興拠点整備事業(50億円)
- 学校施設関連(公立学校の新増築・統合、保育園の多機能化等、40億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(10億円)
- 菌床しいたけ生産施設等の整備(2億円)
- 魚市場共用施設(トイレ、シャワー室等)の整備(0.3億円)等

主な市町村における復興交付金の活用事例(2)

②宮城県

石巻市(配分額:事業費5,007億円)

- 災害公営住宅の整備(1,312億円)
- 防災集団移転促進事業(973億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(48事業、726億円)
- 下水道事業(30事業、415億円)
- 土地区画整理事業(246億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(212億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(25地区、103億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波被災企業等のための企業用地の整備(24億円)
- 歴史的建造物の交流施設としての活用(1.7億円)
- 不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧(0.9億円)等

気仙沼市(配分額:事業費3,317億円)

- 災害公営住宅の整備(796億円)
- 防災集団移転促進事業(577億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(43事業、428億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場整備(378億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 造船関係施設の集約のための用地の整備(39億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための嵩上げ(25億円)
- 水産試験場の復旧整備(11億円)
- 復興市民広場の整備(2.5億円)
- 震災遺構保存整備事業(気仙沼向洋高校)(0.5億円)等

仙台市(配分額:事業費2,372億円)

- 災害公営住宅の整備(802億円)
- 防災集団移転促進事業(554億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(309億円)
- 地盤沈下地域の内水排除の為に下水道(157億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(4事業、100億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(24億円)
- 圃場整備(16億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 滑動崩落に起因する土地境界調整への専門家派遣(0.3億円)等

東松島市(配分額:事業費1,923億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、352億円)
- 防災集団移転促進事業(326億円)
- 土地区画整理事業(251億円)
- 災害公営住宅の整備(234億円)
- 農地の圃場整備や農業用施設等の整備(122億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集移転元地における産業用土地区画整理事業地の内水排除のための嵩上げ(13億円)
- 防集跡地における企業用地整備(9億円)
- 震災遺構保存活用可能性調査(0.2億円)等

女川町(配分額:事業費1,508億円)

- 土地区画整理事業(385億円)
- 防災集団移転促進事業(256億円)
- 災害公営住宅の整備(237億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(13事業、167億円)
- 水産加工団地における排水処理施設、水産物卸売市場及び民間の水産加工場の整備(152億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 区画整理事業予定地の既設構造物除却、撤去(20億円)等

南三陸町(配分額:事業費1,352億円)

- 防災集団移転促進事業(392億円)
- 災害公営住宅の整備(269億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(18事業、158億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、98億円)
- 水産物卸売市場及び民間の水産加工場等の整備(79億円)
- 土地区画整理事業(26億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(23地区、26億円)
- 袖浜地区の公園、砂浜(海水浴場)等の復旧整備(19億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- シロサケふ化場整備(7.7億円)
- 震災復興祈念公園の整備(7.1億円)等
- 災害公営隣接地での高齢者支援施設の整備(1.2億円)等

山元町(配分額:事業費950億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、164億円)
- 災害公営住宅の整備(149億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、139億円)
- 圃場整備(133億円)
- 防災集団移転促進事業(113億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(77億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 子育て拠点関連施設の再建整備(0.6億円)
- 中浜小学校の遺構としての保存に向けた調査(0.1億円)等

岩沼市(配分額:事業費896億円)

- 排水路・排水機整備事業(3地区、234億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(9事業、174億円)
- 防災集団移転促進事業(157億円)
- 圃場整備(2地区、116億円)
- 災害公営住宅の整備(52億円)
- 防災緑地などの都市公園整備事業(8地区、50億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(42億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 道路整備促進(工事監督支援)(1.3億円)等

亘理町(配分額:事業費838億円)

- 圃場整備(203億円)
- 災害公営住宅の整備(148億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(114億円)
- 防災集団移転促進事業(103億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(8事業、86億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(19億円)
- 民間の水産加工場の整備(15億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- いちご選果場整備(10億円)
- 漁具倉庫の整備(2億円)
- 防集跡地における企業用地整備(0.3億円)等

主な市町村における復興交付金の活用事例(3)

③福島県

いわき市(配分額:事業費1,690億円)

- 災害公営住宅の整備(498億円)
- 土地区画整理事業(259億円)
- 津波防災緑地等の都市公園事業(7地区、219億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(20事業、171億円)
- 水産物卸売市場等の整備(66億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産調査船「いわき丸」の建造(13億円)
- 被災した集会所の整備(9か所、3億円)
- いちごのブランド化促進(施設整備、販路拡大等)(0.7億円) 等

南相馬市(配分額:事業費615億円)

- 防災集団移転促進事業(210億円)
- 圃場整備(103億円)
- 災害公営住宅の整備(103億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(5事業、48億円)
- 被災した園芸施設等の整備(25億円)
- 被災した漁港施設の整備(11億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興作業用住居の建設補助(3億円)
- 埋蔵文化財収蔵庫整備(1億円) 等

相馬市(配分額:事業費806億円)

- 防災集団移転促進事業(179億円)
- 災害公営住宅の整備(87億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(28事業、77億円)
- 水産種苗研究・生産施設の再建整備(74億円)
- 津波防災緑地の整備(1地区、71億円)
- 共同利用の水産加工施設等の再建整備(62億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地区の内水排除のための高上げ(8億円) 等

新地町(配分額:事業費512億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、114億円)
- 防災集団移転促進事業(94億円)
- 津波防災緑地の整備(2地区、76億円)
- 土地区画整理事業(1地区、57億円)
- 津波復興拠点整備事業(1地区、46億円)
- 災害公営住宅の整備(35億円)
- 民間の水産加工場の整備(7億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(2億円) 等

※ その他の市町村においても、地域の実情に応じ、以下のような用途にも復興交付金を活用

須賀川市(配分額:事業費139億円)

- 市街地再開発事業(61億円)
- 災害公営住宅の整備(31億円)
- 地震により決壊した藤沼ダム周辺の被災した地域交流拠点の再建(5億円)

広野町(配分額:事業費114億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(10事業、57億円)
- 津波防災緑地の整備(35億円)
- 災害公営住宅の整備(15億円)

楢葉町(配分額:事業費84億円)

- 防災集団移転促進事業(18億円)
- 災害公営住宅の整備(48億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(2億円)

浪江町(配分額:事業費72億円)

- 防災集団移転促進事業(51億円)
- 津波により流失した共同墓地の移転整備(2億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(3事業、1億円)

富岡町(配分額:事業費32億円)

- 津波で被災した駅前の土地区画整理事業(10億円)

飯舘村(配分額:事業費10億円)

- 原発事故からの避難先での営農再開のための農業施設の整備(5億円)
- 災害公営住宅の整備(2億円)

川内村(配分額:事業費5億円)

- 野菜工場の復興整備(3億円)
- 被災した地域間交流施設の修復(2億円)

川俣町(配分額:事業費0.9億円)

- 原発事故により使用できない鶏飼育施設の代替施設の整備(0.6億円)

3-5 復興交付金⑨

主な市町村における復興交付金の活用事例(4)

④茨城県

潮来市(配分額:事業費203億円)

- 市街地の液状化対策(日の出地区)(197億円)

北茨城市(配分額:事業費100億円)

- 災害公営住宅の整備(35億円)
- 水産物市場、製氷・貯氷施設の整備(30億円)
- 防災集団移転促進事業(7億円)

鹿嶋市(配分額:事業費99億円)

- 市街地の液状化対策(83億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(5億円)

神栖市(配分額:事業費92億円)

- 市街地の液状化対策(88億円)
- 防災拠点の整備(4億円)

大洗町(配分額:事業費53億円)

- 津波被災区域から高台への避難路等の整備(35億円)
- 魚市場荷捌き所、水産物加工処理施設等の整備(8億円)
- 一時避難所の整備(3億円)

東海村(配分額:事業費33億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(33億円)

⑤青森県

八戸市(配分額:事業費55億円)

- 津波被災区域から高台への避難路等の整備(27億円)
- 災害公営住宅の整備(15億円)
- 公民館整備(6億円)
- 津波避難施設、津波避難タワーの建設(3億円)

三沢市(配分額:事業費5億円)

- 漁民研修施設等の復興整備(4億円)
- 津波避難監視カメラの整備(0.4億円)
- 津波避難計画等策定(0.3億円)

⑥千葉県

浦安市(配分額:事業費428億円)

- 市街地の液状化対策(375億円)
- 幹線道路の液状化対策(44億円)

香取市(配分額:事業費65億円)

- 市街地の液状化対策(50億円)
- 地盤沈下に伴う雨水排水対策(7億円)
- 災害公営住宅の整備(4億円)

⑦北海道、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県

北海道 広尾町(配分額:事業費1億円)

- 漁業集落における避難階段の整備(0.7億円)

栃木県 矢板市(配分額:事業費9億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(7億円)

埼玉県 久喜市(配分額:事業費43億円)

- 市街地の液状化対策(43億円)

新潟県 十日町市(配分額:事業費1.3億円)

- 災害公営住宅の整備(0.9億円)

長野県 栄村(配分額:事業費25億円)

- 災害公営住宅の整備(7億円)
- 被災した農家の乾燥調製機、農業機器の整備(4億円)
- 農用地の基盤改良等(3億円)
- 避難道路の整備(6億円)

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」②

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の各県の活用状況について

(単位：百万円)

県名	基金名	基金規模 ①	特別交付税 措置額	復興基金活用額		活用累計額 ④ (②+③)	うち市町村へ の交付金	執行率 (④÷①)	備考
				平成23～27年度 (実績額) (②)	平成28年度 (当初予算) (③)				
青森県	青森県東日本大震災復興推進基金	8,000	8,000	6,057	569	6,626	(4,000)	82.8%	
岩手県	東日本大震災津波復興基金	42,600	42,000	31,512	3,987	35,499	(21,000)	83.3%	基金規模及び活用額には、寄附金を含む
宮城県	東日本大震災復興基金	72,282	66,000	54,495	2,858	57,353	(33,000)	79.3%	基金規模及び活用額には、寄附金を含む
福島県	福島県原子力災害等復興基金	57,000	57,000	45,074	4,342	49,416	(28,500)	86.7%	
茨城県	茨城県東日本大震災復興基金	15,733	14,000	12,280	1,470	13,750	(7,000)	87.4%	基金規模及び活用額には、寄附金を含む
栃木県	栃木県東日本大震災復興推進基金	4,012	4,000	3,862	140	4,002	(2,000)	99.8%	基金規模及び活用額には、寄附金を含む
千葉県	千葉県東日本大震災市町村復興基金	3,000	3,000	3,000	0	3,000	(3,000)	100%	
新潟県	(公財)新潟県中越大震災復興基金	1,000	1,000	915	85	1,000	(500)	100%	財団において特別会計を設置
長野県	長野県栄村復興基金	1,000	1,000	592	167	759	(759)	75.9%	全額栄村に交付予定
合計		204,627	196,000	157,787	13,618	171,405	(99,759)	83.8%	

○復興基金からの市町村交付金の活用状況について

(単位：百万円)

県名	交付金事業名	市町村交付金額 (既交付額) ①	交付金活用額		交付金活用累計額 ④ (②+③)	執行率 (④÷①)
			平成23～27年度 (実績額) (②)	平成28年度 (当初予算) (③)		
青森県	青森県東日本大震災復興推進交付金	4,000	2,795	975	3,770	94.3%
岩手県	東日本大震災津波復興基金市町村交付金	21,000	10,711	4,246	14,957	71.2%
宮城県	東日本大震災復興基金交付金	33,000	16,946	5,560	22,506	68.2%
福島県	福島県市町村復興支援交付金	28,500	20,373	2,874	23,247	81.6%
茨城県	市町村復興まちづくり支援事業費交付金	7,000	7,000	0	7,000	100%
栃木県	東日本大震災復興推進事業交付金	2,000	1,995	5	2,000	100%
千葉県	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金	3,000	2,350	271	2,621	87.4%
新潟県	東日本大震災復興事業交付金	500	467	33	500	100%
長野県	長野県栄村復興交付金	759	531	228	759	100%
合計		99,759	63,168	14,192	77,360	77.5%

※ 復興基金を活用した市町村への交付金を受けて、市町村が基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」③

※ 総務省まとめ

「取崩し型復興基金」を活用した主な事業（県）

【市町村向け交付金】（1,000億円）

○地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（60億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域の集会所等のコミュニティ施設の再建支援 など

【住宅対策】（140億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 融資が困難な被災者の宅地復旧工事等への支援 など

【教育文化対策】（40億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

【産業復興・地域振興対策】（320億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や代替家畜等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援 など

【融資への利子補給】（50億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など

【その他】（100億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への支援
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示 など

復興基金からの市町村交付金を活用した事業例（市町村）

【生活支援における事業例】

- 被災した市民等に必要生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援
- 地区集会施設の復旧等に対する支援
- 被災した私道の復旧に対する支援

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設等における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

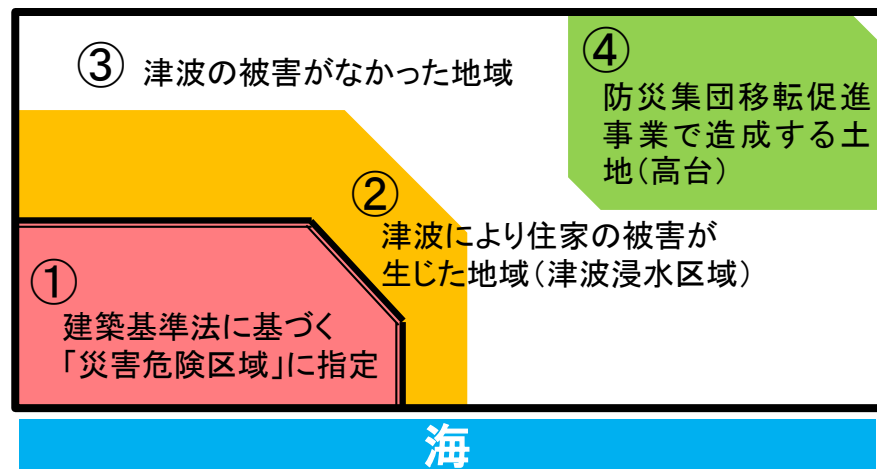
- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

津波被災地域の住民の定着促進（平成24年度補正予算により措置：1,047億円）

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の積立て等について、震災復興特別交付税の増額により措置。

【再建パターンと支援策】

A市の行政区域



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

(単位：億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合計
5	215	709	103	5	11	1,047

※ 平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置（平成25年3月25日交付）

- 対象住宅数：40,738棟

津波により被災（全壊）した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

- 対象経費：住宅再建支援に要する経費

①土地区画整理事業等の対象外の住宅（32,184棟）分
：282万円（住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費（1/2）、移転経費）

②土地区画整理事業等の対象の住宅（8,554棟）分
：163万円（住宅建築に係る利子相当額、移転経費）

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

- 交付額

3-7 福島復興に向けた制度①（福島復興再生特別措置法概要）

<目的> (施行：平成24年3月31日、改正：平成25年5月10日、平成27年5月7日)

- 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

<概要> **福島復興再生基本方針** (平成24年7月13日閣議決定)

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
(方針に定められる事項：福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等)

避難解除等区域の復興・再生

避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

国が決定する「避難解除等区域復興再生計画」に基づき、以下の措置を実施

- ①公共事業の代行（県等が管理する道路等の工事を国が代行）
- ②生活環境整備事業（公共施設の清掃等を国が直轄で実施）
- ③課税の特例（避難解除等区域で事業を開始・再開する者が対象）

住民の帰還の促進を図るための措置

住民の帰還の促進を図るための措置を実施（「帰還環境整備交付金」を創設）

- ①一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画
- ②帰還環境整備事業計画に基づく道路、下水道等のインフラ整備

長期避難者の生活の安定を図るための措置

長期避難者の避難先での生活拠点形成のための措置を実施（「生活拠点形成交付金」を創設）

- 生活拠点形成事業計画に基づく公営住宅の建設、コミュニティ維持のためのソフト事業等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

福島県が作成する「産業復興再生計画」に基づき、以下の法律上の特例を措置

- ①福島特例通訳案内士
- ②地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免
- ③地熱資源開発、流通機能向上に関する許認可のワンストップ

新たな産業の創出等の重点的な推進

福島県が作成する「重点推進計画」に基づき、再生可能エネルギー、医薬品、医療機器及びロボットに関する研究開発拠点の整備等を推進

その他

- ①訓示規定
農林水産物等の放射能濃度の測定等支援、健康管理調査の実施に必要な措置 等
- ②復興大臣や福島県知事等からなる原子力災害からの福島復興再生協議会の設置

（平成24年7月13日閣議決定）

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 意義 ～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～
- 2 目標
- 3 基本理念・基本姿勢

《第2部 避難解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の道すじ
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 課税の特例
- 4 住居の安定確保
- 5 将来的な住民の帰還を目指す地域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 6 避難解除等区域復興再生計画の策定手続き

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第6 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

福島復興再生特別措置法と各計画等の関係

福島復興再生特別措置法

(平成24年3月31日施行)(平成25年5月10日改正)(平成27年5月7日改正)

福島復興再生基本方針

(平成24年7月13日閣議決定)

即して作成

【重点推進計画】

(平成25年4月26日決定)

- ◎ **県が作成、国が認定**
→主に県が行う取組を記載
- ◎ **県全域を対象**
- ◎ **新たな産業の創出等**
 - 1 重点推進事業
 - (1)再生可能エネルギー関連産業の創出
 - (2)医療関連産業の創出
 - (3)先導的な施策への取組
 - ①環境創造センター
 - ②浜地域農業再生研究センター
 - ③会津大学復興支援センター
 - 2 実施を確保するための措置
 - (1)工場用地の無償譲渡
 - (2)企業立地の促進等

【産業復興再生計画】

(平成25年5月28日決定)

- ◎ **県が作成、国が認定**
→主に県が行う取組を記載
- ◎ **県全域を対象**
- ◎ **産業全般の復興・再生**
 - 1 取組の内容
 - 【区域別】 ①避難解除等区域、②将来的な住民の帰還をめざす区域、③県内全域
 - 【産業別】 ①農林水産業、②中小企業、③観光振興
 - 2 産業復興再生事業(規制の特例)
 - ①通訳案内士、②地域団体商標、③新品種育成、④小名浜港埠頭
 - 3 復興特区制度(課税の特例)活用
 - ①製造業、②観光産業、③農林漁業

【避難解除等区域復興再生計画】

(平成25年3月19日決定)
(平成26年6月20日改定)

- ◎ **県が申出、国が策定**
→国、県、市町村が行う取組を記載
- ◎ **避難解除等区域等を対象**
- ◎ **生活環境等全般の再生**
 - 第1部 全般的事項
 - ①公共インフラの復旧
 - ②生活環境の復興・再生
 - ③放射線対策の強化
 - ④地域を支える産業の再生
 - ⑤農林水産業の再生
 - ⑥状況に応じた生活の再建
 - 第2部 広域的な地域整備の方向
広域的な施設の整備等
 - 第3部 市町村ごとの計画

その他の計画

【生活拠点形成事業計画】

- ◎ **県、避難先自治体等が作成、国に提出**
- ◎ **長期避難者の生活拠点となる公営住宅の整備等**

【帰還環境整備事業計画】

- ◎ **県、帰還先自治体等が作成、国に提出**
- ◎ **一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備等**

(企業立地促進計画)

(平成25年8月8日決定)

- ◎ **県が作成、国に提出**
- ◎ **立地促進区域**
企業の立地を促進するための措置の内容等を記載

3-7 福島復興に向けた制度④（福島復興再生特措法の改正法の概要）

- 避難指示区域の見直しの完了、各地における避難指示解除の動き、復興ビジョンの策定・大川原地区をはじめとする復興拠点整備に向けた動き等を踏まえ、住民の帰還促進など被災地域の復興再生を加速化する観点から、**住民の生活再開の場・地域経済の再建の拠点となる市街地の整備、被災地域の復興再生に必要なインフラ整備を支援するための必要な制度等を創設する。**（H27.4.24 成立、H27.5.7 公布・施行）

一団地の復興再生拠点市街地形成施設

原発被災地域において、帰還住民の生活再開・地域経済の再建の拠点となる市街地の円滑な整備を可能とするため、津波復興拠点制度に倣い、**住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための新たな都市計画**を創設



譲渡所得の5千万円控除（所得税・法人税）等により、用地取得促進

福島再開投資等準備金に係る課税の特例

避難指示解除区域等で、事業を再開する個人事業者・法人に対し、近い将来の事業再開を支援するため、**事業再開までの一定期間、積立額の損金算入を認める課税の特例**を創設
※特例の内容は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律



事業再開までの間の**積立額の損金算入**と再開投資を実施した年度における**特別償却**により、事業者の帰還を後押し

帰還環境整備交付金の創設

従来の36の支援メニューのほか、避難指示を受けた被災12市町村を対象として、以下の面整備事業・基幹インフラ事業等を強力に支援するため、**帰還環境整備交付金（福島再生加速化交付金）を法定化**

- 面整備事業（土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業）
 - 道路事業（アクセス道路等）、下水道事業
 - 公営住宅整備事業、公立学校整備事業
- 等



道路法、公営住宅法等の**法定の国の補助率を超えて支援**

新産業の創出等に寄与する取組(ロボット)に対する支援

福島県が作成する重点推進計画に定める新産業創出分野として、**ロボットに関する研究開発を行う拠点整備を追加**

住民の帰還促進のための配慮規定

- ・健康に関する不安等を解消するための相談体制の整備
 - ・避難指示区域における鳥獣害対策
- に関する国の責務を規定。

3-7 福島復興に向けた制度⑤

(子ども・被災者支援法の概要、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針)

1 法の目的及び経緯

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立。
- 被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要との認識の下、国の責務を定めた理念法(主に自主避難者を対象)。

2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援策を講ずべき地域である「支援対象地域(20mSv未満で一定の基準以上の地域)」として、基本方針(H25.10.11閣議決定)において、次の通り設定。

支援対象地域:

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。

立法時には、
・線量数値でコミュニティを分断してはならない
・地域の実情に合わせて区域を決めるべき
・多様な事情を総合的に勘案して決めるべき
などの議論があり、「一定の基準」を具体化できず、政府が基本方針の中で定めることとされた。



3 基本方針改定(H27.8.25閣議決定)

◆改定の趣旨

福島県による自主避難者向け応急仮設住宅の提供終了の発表、及び線量が大幅に低減していること等から、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針を改定。

◆改定の主な内容

- 支援対象地域は、線量が発災時と比べ大幅に低減し、新たに避難する状況にはないことを明記。
- 一方、避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。

(参考) 子ども被災者支援法関連の施策

- ・放射線による健康への影響調査
- ・民間団体を活用した被災者支援
- ・住宅の確保に関する支援
- ・自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

など、合計約100項目

3-8 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

<趣旨>

- 東日本大震災復興基本法第3条に基づき平成23年7月に策定した現行の基本方針については、集中復興期間終了前までに見直すこととされている。
- 見直しにあたっては、既存の方針や復興の進展等を踏まえつつ、後期5か年の「復興・創生期間」(平成28~32年度)において、**重点的に取り組む事項を明らかにする。**

<概要>

1. 基本的な考え方

- **地震・津波被災地域**では、平成28年度にかけて多くの恒久住宅が完成。10年間の復興期間の「総仕上げ」に向けた新たなステージにおいて、多様なニーズに切れ目なく、きめ細かく対応（平成28年度末見込み：災害公営住宅85%、高台移転70%）
- **福島**においては、平成29年3月には避難指示解除準備区域等の避難指示解除等が進み、**本格的な復興のステージ**。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、**国が前面に立って取り組む**
- 人口減少等の「課題先進地」である被災地において、**被災地の自立**につながり、**地方創生のモデル**となるような「**新しい東北**」の姿を創造

2. 各分野における今後の取組

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 被災者支援（健康・生活支援） | ・ 避難生活の長期化に伴う心身のケア 、住宅・生活再建支援など、 ステージに応じた切れ目のない支援 |
| (2) 住まいとまちの復興 | ・ 住宅再建 の計画通りの進捗、 医療・介護提供体制の復興 、 被災地発展の基盤となるインフラ整備 の推進 |
| (3) 産業・生業の再生 | ・ 観光振興 、 水産加工業 の販路開拓支援、 農業の大規模化 など 創造的な産業復興 |
| (4) 原子力災害からの復興・再生 | ①事故収束（廃炉・汚染水対策）、②放射性物質の除去等、
③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化、
⑤事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充 |
| (5) 「新しい東北」の創造 | ・ 企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの最大限の活用、 蓄積したノウハウを被災地で普及・展開 |

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- **東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC**等の機会を活用した復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の継承
- 基本方針の実施状況等について**フォローアップ**、**3年後の見直し**

3-9 これまでの主な動き①

【平成23年】

- 3月11日 東日本大震災発災・緊急災害対策本部発足
- 3月17日 被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置
- 5月 2日 東日本大震災財特法成立
第1次補正予算成立(復興経費4兆153億円)
- 6月24日 復興基本法施行
- 6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
- 6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催
- 7月25日 第2次補正予算成立(復興経費1兆8,106億円)
- 7月29日 「復興基本方針」策定
- 8月 5日 原発避難者特例法成立
- 8月26日 各府省の事業計画と工程表の取りまとめ(第1回)
- 8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催
- 11月21日 第3次補正予算成立(復興経費9兆2,438億円)
- 11月30日 復興財源確保法成立
- 12月 7日 東日本大震災復興特別区域法成立
- 12月 9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

- 2月 9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)
- 2月10日 復興庁開庁
- 3月 2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)
- 3月 5日 東日本大震災事業者再生支援機構始業開始
- 3月30日 福島復興再生特別措置法 成立
- 4月 5日 平成24年度当初予算成立(復興特会3兆7,754億円)
- 6月21日 子ども被災者支援法 成立
- 7月13日 福島復興再生基本方針閣議決定
- 9月24日 被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)の公表
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源(19兆円を25兆円)に見直し
- 2月 1日 福島復興再生総局を設置
- 2月 6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
- 2月26日 平成24年度補正予算成立(復興特会3,177億円)
- 3月 7日 「住まいの復興工程表」公表
- 3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
- 4月 2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表
- 4月26日 福島復興再生特別措置法の改正(5月10日 公布・施行)
- 5月15日 平成25年度当初予算成立(復興特会4兆3,840億円)
- 6月 5日 復興推進委員会
「新しい東北」の創造に向けて(中間とりまとめ)
- 8月 7日 避難区域の見直しが完了
- 10月11日 子ども被災者支援法基本方針 閣議決定・国会報告
- 11月12日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」閣議決定

【平成26年】

- 2月 6日 平成25年度補正予算成立(復興特会5,638億円)
- 3月20日 平成26年度当初予算成立(復興特会3兆6,464億円)
- 4月 1日 福島県田村市の避難指示解除
- 4月18日 「新しい東北の創造に向けて」(提言)を取りまとめ・公表
- 5月 1日 東日本大震災復興特別区域法の改正
- 6月10日 「産業復興創造戦略」を取りまとめ・公表
- 6月23日 「風評対策強化指針」を取りまとめ・公表
- 8月28日 「大熊・双葉ふるさと復興構想」公表
- 9月 1日 福島県が中間貯蔵施設の建設受入れを表明
- 10月 1日 福島県川内村の避難指示の一部解除
- 11月28日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月28日 南相馬市の特定避難勧奨地点を解除

3-9 これまでの主な動き②

【平成27年】

- 1月23日 被災者支援【健康・生活支援】総合対策を公表
- 2月 3日 平成26年度補正予算成立(復興特会2,597億円)
- 4月 9日 平成27年度当初予算成立(復興特会3兆9,087億円)
- 4月24日 福島復興再生特別措置法の改正(5月7日 公布・施行)
- 6月12日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂・閣議決定
- 6月24日 復興推進会議
今後5年にわたる復興・創生期間における復興事業のあり方等を取りまとめ・公表
- 6月30日 平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について閣議決定
- 7月30日 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言公表
- 8月24日 福島相双復興官民合同チーム発足
- 8月25日 子ども被災者支援法基本方針改定 閣議決定・国会報告
- 9月 5日 福島県楡葉町の避難指示解除
- 10月 2日 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策取りまとめの公表
- 11月27日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月18日 「防災集団移転促進事業の移転元地等を活用する場合の支援施策パッケージ」を公表
- 12月25日 復興・創生期間に向けた新たな課題への対応方針を公表

【平成28年】

- 1月20日 平成27年度補正予算成立(復興特会1,016億円)
- 1月22日 第一回東北観光アドバイザー会議を開催
- 3月11日 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定
- 3月29日 平成28年度当初予算成立(復興特会3兆2,469億円)
- 3月31日 復興庁青森事務所を閉所
- 4月 1日 「復興・創生に向けたメッセージ皆様への約束とお願い」を公表
「復興特別域基本方針」の一部改定が閣議決定
- 4月15日 「東北観光アドバイザー会議」の提言を取り纏め・公表
- 4月22日 被災者支援総合交付金の交付可能額(第一回)を通知
- 5月28日 福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を公表
- 6月 6日 東日本大震災5周年復興フォーラムを開催
- 6月12日 葛尾村の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)
- 6月14日 川内村の避難指示を解除
- 7月12日 福島県南相馬市の避難指示解除(帰還困難区域を除く)